

災害対策調査特別委員会会議録①

1 開会年月日

令和7年9月17日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	宮本伸一
副委員長	たかはま なおき
理事	吉村美紀
理事	石沢 のりゆき
理事	宮崎 こうき
理事	岡崎 義 顕
理事	浅田 保 雄
理事	海津 敦 子
理事	山本 一 仁
委員	浅川 のぼる
委員	豪 一

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村 やすとし
副議長	高山 泰 三

6 出席説明員

加藤 裕 一	副区長
榎 戸 研	防災危機管理室長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
吉 田 雄 大	教育推進部長
横 山 尚 人	広報戦略課長

齊藤嘉之	防災危機管理課長
横山勲	安全対策推進担当課長
木村健	区民課長
篠原秀徳	福祉政策課長
中島一浩	生活衛生課長
川西宏幸	建築指導課長
橋本淳一	管理課長
有坂和彦	リサイクル清掃課長
寺崎寛	保全技術課長
宮原直務	学務課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	平尾 和 香

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

- 1) 文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況について
- 2) 令和7年8月6日からの大雨災害に伴う被災地支援について

(2) 一般質問

(3) その他

午前 9時58分 開会

○宮本委員長 皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいになりましたので、災害対策調査特別委員会を開会させていただきます。何とぞよろしく願い申し上げます。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○宮本委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

また、本日の委員会終了後、委員会視察及び研究会について協議するため、理事会を開催したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

○宮本委員長 本日の委員会運営についてです。

理事者報告2件、課ごとに一括して報告を受け、質疑は項目ごとといたします。一般質問、その他、委員会記録について、令和7年11月定例議会の資料要求について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○宮本委員長 それでは、理事者報告に入ります。

総務部危機管理課、総務部危機管理課より2件でございます。

報告事項1、文京区地域防災計画の取組状況について、報告事項2、令和7年8月6日からの大雨災害に伴う被災地支援について、以上の説明をお願いします。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 おはようございます。それでは、まず、報告事項の1番、文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況について報告をさせていただきます。資料は第1号を御覧ください。

本件につきましては、文京区地域防災計画の各施策を推進するため、計画に掲げる主要な施策につきまして、昨年度の状況を取りまとめ、報告するというものでございます。

対象となる施策は、計画に掲げた七つの重点項目ごとに選定したもののほか、重要性の高い施策を加えまして、合計37の施策を対象としております。

具体的な取組につきましては、2ページ以降の別紙にまとめております。幾つか主な取組状況について説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。このページから重点項目の1番、在宅避難の推進という項目になります。

2ページの事業ナンバー1番、在宅避難の周知啓発につきましては、能登半島地震を踏まえた緊急防災対策事業といたしまして、防災用品配付事業を実施するほか、在宅避難のVRコンテンツ、また、防災アドバイザー派遣事業における在宅避難訓練により、広く在宅避難の周知啓発に努めたところでございます。

5ページを御覧ください。このページからが重点項目の2番、中高層建築物の防災対策となります。5ページの6番、マンション防災の啓発では、こちらも緊急防、緊急防災対策事業といたしまして、マンション管理組合などを対象とした災害時のマンションのトイレ対策セミナーを実施するほか、続くナンバー7番、マンションにおける防災活動などの支援といたしまして、防災訓練経費などに対する助成のほか、災害時の応急活動に要する防災資機材の購入費の助成を行っております。

7ページを御覧ください。こちらからが重点項目の3番、自助・共助の意識の醸成となります。

次のページの8ページの事業番号11番になります。避難所運営協議会の設置・支援となります。避難所運営協議会が実施する訓練におきまして、避難所開設キットを使用した訓練を実施するほか、訓練経費の助成などを行っております。また、東京都の避難所運営指針が見直されたことに、ことを踏まえまして、避難所運営ガイドラインの改定に向け、今後、検討を進めていくというところを記述をさせていただいております。

12ページを御覧ください。重点項目の5番になります。避難所環境の改善・充実という項目です。

12ページのナンバー20、食料、飲料水、生活必需品の備蓄になります。特に災害用トイレにつきましては、昨年度までに各避難所に想定避難者の3日分に相当する携帯トイレの備蓄を完了しております。また、今後、国の交付金も活用しながら、必要な備蓄物資を配備をしままいります。また、昨年度、東京都が策定した東京トイレ防災マスタープランを踏まえまして、災害用トイレの計画的な備蓄、整備について、今後、検討を進めてまいります。

そのほかの取組状況につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

資料の第1号についての説明は以上となります。

続きまして、報告事項の2番、令和7年8月6日から的大雨災害に伴う被災地支援についてになります。資料は第2号を御覧ください。

本年8月6日から12日にかけて、北日本から西日本の広い範囲で大気が非常に不安定な状況が続きまして、線状降水帯の発生などにより記録的な大雨となりました。住家の浸水など、甚大な被害を受けた地域もある中、本区と相互協力の協定を締結している自治体から支援要請があったため、被災地の復旧・復興に向け、職員派遣などを行っております。

2番の職員派遣につきましては、熊本県熊本市と上天草市に対して行うこととしております。熊本市につきましては、事業所への罹災証明対応業務となりまして、資料に記載の各期間に一般事務の職員を2名ずつ派遣をしております。また、上天草市につきましては、道路災害復旧事業に係る業務となりまして、今年9月中旬から8年の3月31日までの期間で、土木職の職員を2名派遣することとしております。うち1名は9月中旬から1か月程度の派遣となる予定でございまして、現在、具体的な派遣期間などの調整を行っております。

続きまして、3番のところは義援金になります。現在、区民部におきまして、熊本市、玉名市、上天草市に対する義援金の募集を行っております。期間は8月21日から12月の26日までということで、受付窓口は資料に記載のとおりとなっております。

そのほか、文京区社会福祉協議会でも義援金活動を実施しているところでございます。

資料第2号の説明は以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。それでは、報告事項1、文京区地域防災計画の取組状況についての御質疑をお願いいたします。挙手をお願いいたします。

岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 すいませんね、おはようございます。申し訳ございません、お先にさせていただきます。

資料第1号、文京区地域防災計画の取組状況、令和6年度の取組状況ということで御報告をいただきまして、ありがとうございます。1番の在宅避難の周知、何点かお伺いしたいと思えますけども、この年の一つの目玉というか、この文の京をそなえて安心BOOKが全戸配付をされたわけですけども、先ほど課長の御報告にもありましたように、1月1日に起きた能登半島地震を踏まえた形で補正予算を急遽組んでの事業ということで、本当に大いに評価するところでもありますし、区民の方からも非常に好評であったなというふうに思っております。申込みも、ここにありますように、71.9%ということで、かなりの区民の方が申し込まれたと思いますけども、所管課の皆さんはじめ、区長さんも新年会ごとにアピールしたり、私もいろんなところでPRをさせていただきましたけども、この防災用品配付事業を一つはどう評価というか、総括をされているのかをお伺いいたします。

それと、もう一つ、一方でVRコンテンツの活用が正直、正直というか、ちょっといま一歩進んでいなかったかなという実感もいたします。とても期待をしているところでもありますけども、今後どのように活用していくお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 まず、防災用品配付事業につきましては、実績につきましては資料記載のとおりということで、最終的に71.9%の方にお申込みいただきました。やはり防災啓発をメインにということでは我々としても強く思っておりまして、在宅避難の認知度につきましても、かなり、この全戸配付を通じて大分上がったというようなアンケート結果も出ておりますので、そういった意味では非常に効果はあったのかなというふうに思います。これを一つのただここだけの事業に収まらないように、今後もそういった啓発の仕方というところは引き続き工夫はしていきたいというふうに考えております。

また、あとVRコンテンツにつきましても、昨年度、コンテンツは作成をしまして、防災フェスタなどで体験をさせて、ああ、体験コーナーを設けさせていただきました。なかなかまだ利用に届いてないというところの実績もございますので、今後、いろいろ防災アドバイザー派遣事業ですとか、そういった訓練の教材の一つとして多く使われるように取り組んでいきたいと考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。かなり在宅避難の、先ほど、認知度というか周知徹底もされて、ただ、防災用品、うちも携帯用トイレを申し込みましたけども、そういったことだけではなくて、やはりこの在宅避難の大切さというのもしっかり今後とても大事な部分になっていくと思いますし、引き続き、そういった形の取組をVRコンテンツも含めてね、やっぱり取組もさらに今後お願いしたいと思います。

在宅避難の周知ということにもつながると思いますけども、6番のマンション防災の啓発ということで、特にマンション住民、非常にマンションも増えて、やはりマンションの避難訓練や、また、備蓄物資の確保をやっぱり促すということもさらなる取組が必要だと思うんですけども、特にここにもありますトイレ対策、マンションのトイレ対策というのが、これから本当に大切になっていくんだろうなというふうに思っております。セミナーも2回行われて、177人の149団体、管理組合の方、管理会社、管理組合、管理会社の方が主だと思うんですけども、区内のやっぱりマンション数からすればまだまだ少ないのかなというような実感もしております。今後、ここにありますが、具体的にどう取り組んでいくのかお伺い

できればと思います。

○宮本委員長 齊藤課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度、緊急防災対策事業の一つとして、マンション管理組合を対象としたトイレ対策セミナーを実施をさせていただきました。非常に好評で、やはり関心のある方というのは非常に関心を持って聞いていただけたのかなど。アンケート結果からでもすね、かなり満足度の高いセミナーを実施することができたと捉えております。今年度も年度末までにかけて、一回また継続して実施をする予定となっております。我々もそういったマンションの管理組合とのタッチポイントというところも限られておりますので、そういったところでいろいろな助成制度も含めて周知をさせていただいて、マンションのマンション住民の主体的な防災活動に徐々につなげていきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。7番にあります閉じ込め対策とか、結構、今、新築マンションなんかはもう既についているケースも多いと思いますけど、やはり、古いと言っちゃ申し訳ないですけども、結構年代が、築年数がたったやっぱりマンションがやっぱり、の防災対策というかが非常に大事になってくるのかなと思いますので、その辺もしっかり周知をしていただいて、さらなる取組をしてお願いできればというふうに思います。

次に、11番の避難所運営協議会の設置・支援なのか、大きな重点項目の5番の避難所環境の改善・充実に当たるかと思うんですけども、いわゆる、6月の一般質問でも取り上げさせていただきましたけども、避難所の環境改善という意味では、今、いわゆるスフィア基準というのが様々な形で一つの目安というか基準に今後なっていくのかなというふうにも思っております。特に避難所内の1人当たりの居住スペースっていいですか、避難所の収容人数の見直しも今後必要になっていくんだろうというふうに思っておりますけども、現実的にはかなりこのスフィア基準はハードルが高いんだろうという認識はしていますけども、6月の一般質問の答弁でも、避難所運営ガイドラインの改定で改善していくということでしたけども、その辺の現在の状況と今後のスケジュールなどがありましたら教えていただければと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 東京都の避難所運営指針が見直されたということで、幾つかピックアップされている大きな課題の一つとして、生活空間の確保、いわゆる国際基準と言われるスフィア基準の達成というところが特に避難所運営への影響が非常に大きいというふうには

捉えております。これまで我々のほうで学校などの図面ですとか、あと、現地の確認などを行いまして、避難スペースとして、避難スペースとしての有効面積のほうを再算定の作業を行っているところでございます。現時点で具体的な数値をお示しするということではできませんけれども、1人当たり1.65と言われてたものが1人3.5ということで、1人当たりの面積が広がることで、現状では全ての想定避難者数に対して、この新たな基準を適用するところではちょっと物理的に難しいだろうというふうには考えております。今後、二次的な避難所なんかも含めて、やはり有効面積というのはしっかり見ながら確認は行ってまいりませうけれども、算定結果につきましては、この後、大体11月頃をめどにまとめてお示しをしていきたいというふうには考えております。ガイドライン自体は来年度かけて、東京都のほうも在宅避難者も含めた支援の在り方という別のテーマというところもありますので、その結果も見ながら、ガイドライン自体は来年度中の策定と、改定というところで予定しているところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かに生活空間の確保という意味では、3.5あればね、それは理想的というか、いいんでしょうけど、ただ、現実的に文京区の避難所を考えた場合は、1.6、今の1.65をどこまで広くとれるかという、今、再算定されているんだと思いますけども、やっぱりそんな中で、より広くとともに、やはりさっき言った、やはり在宅避難の推進をするとともに、あと、二次的な避難所の確保というのも、今後、もう文京区の限られたスペースの中でどう避難所の環境をよくしていくかというのは、やっぱりいろいろな工夫や創意工夫をしていかないとなかなか難しいかなとも思いますので、その辺、しっかり取り組んでいただければと思います。今後、11月頃だけ、に、ああ、来年か、11月頃に一定のものがまた議会報告もされるのかなとは思いますが、ぜひともよろしく願いいたします。

あと、生活空間の確保とともに、トイレの確保もやっぱり大事になって、これもかなり今まで50人に1人、1基か、1基が、20人に1基ということで、これもハードルもかなりの高いものがあつたのかなとも思いますけども、こちらのほうもよろしく願いいたします。

最後にですね、18番の外国人支援対策ですけども、今、これだけ外国人の方が多く区内に居住されていて、日本語の問題とともに、やはり外国人の方の防災意識の、ここにもありますけども、防災意識の普及啓発もとても大事になってくるんだろうというふうに思っております。これ、この10月から防災課、いや、教育委員会のほうで児童・生徒を対象にですけど、みんなの学びサポート事業というのを実施されるということで、何か聞くところによると、

大人向けにも、今後、ダイバーシティでやるというような話も伺っております。いわゆる日本語の指導と、通常の学校生活や日常生活の、また生活習慣、日本の生活習慣などを学ぶ場だそうですが、こういった場でも外国人向けというか、防災意識の普及啓発も、これは防災課じゃないんですけども、カリキュラムの基本的には日本語と生活、日常生活の学ぶ場ですが、こういった防災に関しても、一つ、カリキュラム的に組み込むのも一つかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○宮本委員長 齊藤課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 外国人の方への防災啓発というところで、外国人住民増えているというところは我々のほうも認識をしております、我々がやる訓練の場にも、やはり外国人の御家族の方、よく参加をしている姿はよく、最近はよく見受けられるようになりました。これまでも外国語版の便利帳だったりですとか、あと、ハザードマップなどの外国語版、多言語版というところで情報はお伝えはしておりますけれども、今、教育委員会ですとかほかの部署などでも外国人に向けたいろいろな動きがございますので、今後、少し連携がとれるかというところは所管課と確認はとっていきたいと考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。様々連携していただきながら、こういった観点でも防災対策の拡充を進めていただければと思います。本当に防災課さんも様々な観点で、地域にも出なくちゃなんない、区全体のことも考えなくちゃなんないということで大変な、また、熊本にも、後でありますけども、派遣するというような様々な御苦労が絶えないと思いますけども、やはり非常にこの防災対策、非常に大事な部分になっていきますので、今後ともしっかりよろしく願いいたします。

以上でございます。

○宮本委員長 では、次に宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 ありがとうございます。私からはまず一つ目に、2ページのこちら、1の在宅避難の推進の周知啓発についてまずお聞きしたいと思います。こちらにつきましてはね、約、やっぱ文の京そなえて安心BOOK、こちらは申込み率も71.9%という中でも、その中で去年ね、防災課のほうからもいろいろお話伺いまして、大きかったのはやっぱりアンケート調査もしっかりと行っていただき、その結果も踏まえて区民の方たちの実情なども知れたというところは本当に大きいところだと私もこちらは感じました。

質問なんですけども、その下にも書いてあります防災アドバイザー派遣事業の件につきま

して、こちら令和6年度、12件を実施したとありますけども、そのね、こちら実施した後に、そういったアドバイスなど、この防災アドバイザーの方たちから受けた側の団体さんからね、その後、それを生かして効果や、あと変化が何かあったなどの報告等がこちらもしあったのならお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 防災アドバイザー派遣事業につきましては、町会ですとかマンション管理組合など、大分実績も増えてきているというような状況です。追跡の調査をしているわけではないので、実際に手元にその後の客観的にどうかというところのデータはありませんけれども、その事業を受けた方、アドバイザー派遣を受けたところからはですね、非常に分かりやすかったですとか、非常に好評いただいております、申請件数も、そういった意味では年々伸びてきているというところは、そういった事業の評価というか中身というところが、一定、認知はされてきたのかなというふうには捉えているところでございます。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのね、防災アドバイザー派遣事業については、引き続き推進していただいき、その件数を増やしていただきたいと思います。

あと、ここに括弧として在宅避難訓練ということも書いてありますけども、この在宅避難訓練については、このアドバイ、防災アドバイザー派遣事業のほかにも、ほかに何か考えていることとかあるのでしたら、こちらもお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 アドバイザー派遣事業の中で、在宅避難訓練、在宅避難に絡めた訓練ということで実施をしていただいておりますが、そのほかで、今、新しいことというところは、新規の事業の予定はございませんけれども、現状でいいますと、例えば防災フェスタのときに、10時の開会のときにシェイクアウト訓練なんかはやりますけれども、あれも一つの在宅避難の訓練の一つということで、そういったところはぜひ事業に来ない方に対しても広く参加いただけるように周知には努めていきたいと考えております。

また、先ほども出ましたが、VRコンテンツもつくりましたので、そういったところも防災啓発の教材としていろいろなところで活用できるように取り組んでいきたいと考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのね、今、在宅避難に関しましては、その周知の

ほうもしっかりとやっていただいておりますので、今後はさらにその在宅避難訓練についてほかにもね、いろいろと具体的な施策なども出てくるかもしれませんが、こちらね、本当に周知のほうは引き続きしっかりと行っていただきたいと思います。

もう一個、マンションのトイレ、5ページの6番のマンション防災の啓発につきまして、マンションのトイレ対策セミナーね、こちら今後も実施していく方針とあって、その後もちよっと聞きたかったんですけども、先ほどね、岡崎委員の質問で今後の取組についてはこちら分かりましたので、今後もマンションの管理組合等へのアプローチなど、こちらの事業の推進を図っていただきまして、マンションの実情に合わせた防災対策の充実に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑ある方。

はい、石沢委員、お願いします。

○石沢委員 まず、私からはこの8ページの避難所運営協議会の設置・支援についてのところあたりなんだと思うんですけども、ちょっとこのあたりで質問していきたいと思います。

それで、課題のところ、先ほど課長さんからも御説明あったように、国や東京都が避難所運営に関する指針の見直しを行ったということで、それに基づいて区も避難所運営ガイドラインを見直す必要が生じているということで、このように課題が書かれているわけでありましてけれども、ちょっともう少し具体的にどのような課題が今回提示されていて、どういうふうに区としてやっていこうとしているのかということ、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 東京都のガイドライン、避難所運営指針の中では、大体八つの項目が目出しをされています。そのトップが生活空間の確保ということで、ここを達成目標として1人当たり3.5、将来的に目指す目標としては3.5平米を目指そうというようなところが書かれております。そのほか、要配慮者対応ですとか、入浴機会の確保ですとか、あと、ペットの受入れのことですとか、あとトイレの確保ですとか、そういったところの項目が八つ示されているというところでございます。これまで我々も避難所運営ガイドラインの中で、やはり要配慮者対応ですとか、対策ですとか、そういったところの記述はございますけれども、これまでの延長線のところもあれば、新しく大きな目標が掲げられたということもあ

すので、そこの整合を図りながらガイドラインの見直しを進めているというところがございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 それで、このガイドラインの中では、ガイドラインというか東京都の避難所運営指針も私も見まして、それでこう中身を見ていて、今年度、令和7年度はステップとして避難所、避難所避難に加えて、在宅避難も含めた避難者支援全体の課題などについて区市町村や専門家等からの意見を聴取し、避難者全員が安心・安全で快適な避難生活を送れるよう避難者支援の在り方を検討していくと。在宅避難も避難所外避難者も、やっぱり一体で支援をしていこうというような中身になっていると思うんですね。そういう形でこれから避難所運営ガイドラインですかね、これを改定されていくということになるかと思うんですけども、国のほうも、先日、6月ですかね、災害救助関連法を改正をして、壊れた自宅や車中など、避難所以外で生活する避難者支援というのが法律上も明確に示されたというふうに思うんです。これまで文京区としては在宅避難ということを推進をして、食料なんかもそういった形で在宅避難者に関しては備えましょうということでやってきたわけですけども、こういった形で避難所以外で生活する方の支援というのものも、法律上、明確に今回位置づけられたと思うんですけども、こういったことに対応するような、これは避難所運営ガイドラインだけを改定すれば事足りるかというのはちょっと私もあれなんですけども、やっぱりそういうような形でのやっぱり改定、在宅避難者もやっぱり明確に支援をしていくというような形での改定ということが具体的には求められてきているのかなというふうにも思うんですけども、そういう方向で改定ということを進めていく必要があるかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在の地域防災計画の中でも、避難所外で避難する方に対する支援というところは明記をさせていただいておりまして、避難所を拠点にして、ニーズを把握しながら必要な物資を供給するというような体制をとるという計画になっています。さらに、そこに加えて、今回、東京都のほうで在宅避難も含む避難者全体、避難者全体の支援の在り方ということ今年度かけて検討するということもございますので、在宅避難を推進する我々としても、このガイドラインの改定の中で、そのような東京都の考え方も含めながら、改定は進めていくというようなところで考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 この指針の中でも広域的な避難が、広域的な被害が発生して商業活動なんかが停止すると、やっぱり食料品や生活用品などの入手が困難になって、在宅避難者や避難所外避難者なんか避難所からの物資提供が必要になってくるというような事例も書かれて、過去のいろんな防災の災害の経験なんかを踏まえてそういうことが書かれているので、ぜひそういったことを重点的に置きながら、そういったガイドラインなんか示していただきたいなというふうに思っているところです。

それでもう一点は、続いて、6ページの防災備蓄倉庫等設置促進とかのところになるのかなというふうに思うんですけども、そうですね、マンホールトイレの設置のところについてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それで、令和5年度はゼロ件で、令和6年度は2件ということで、こういった形で実績が書かれているわけでありましてけれども、それで課題の中では、相談はあるものの助成には至らないケースもあるため、利用しやすい制度設計とする必要があるということで課題としては書かれているということです。それで、そのマンホールトイレについては、今年度から設置費用を拡充して100万円という形にしたと思うんですけども、それで中身も一定、調査とか設計とかそういったところも費用助成の中身に加えていくというような形での取組になっているかと思うんですけども、ただ、課題ということでは、相談はあるものの助成には至らないケースもあるということで書かれているわけで、今、実際拡充をして、今、いろいろ引き合いなんかもあるのかなというふうには思うんですけども、その点の課題感というのは、今、どのような感じになっているのかお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 マンホールトイレの設置費助成ですけれども、昨年度から制度を見直しまして、工事に限らず、調査・設計まで含めて上限100万円というところで、なるべく使いやすい制度設計に変えたというところがございます。

制度に対する問合せというところはございますけれども、まだ本年度、具体的に交付決定まで行っているというような事例はございません。なかなかやはりマンションの共有部ということで、管理組合の中の合意ですとか、そういった施設の状況ですとか、そういったところが条件が整って初めて設置が進むというところですので、我々としても、なるべく使っていただけるように周知というところは引き続き努めておりますけれども、状況としては、そのようなマンション自体の課題というところも一方あるのかなというところでは捉えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 合意が形成がかなり必要だということもあるということで、課題はそういうこともあるということはお伺いしました。それで、いろいろ話を聞くと、やはり管理組合自身もなかなか忙しくて、こういうのを申し込むのもね、例えば調査するにしてもいろんな会社をね、調査会社をいろいろ調べたりだとかということで、やっぱりいろんな手間がやっぱりかかるというような話もお伺いしているところです。耳に挟むんですね。それで、やっぱり、ただトイレ対策というのは、東京のトイレ防災マスタープランなんかも示されて、かなり重要な課題だということで推進しているわけですから、やっぱりこういうのをどんどんもっと使ってもらって、マンホールトイレを経年、築年数のたったマンションも含めてやっぱりつくっていくということは本当に大事な課題なんだと思います。

それで、私たち共産党の区議団でも、予算修正提案の中では、例えば、申し込んだら、そういう調査とか設計まで一貫でやってくれるような、そういうコンサルみたいなことも含めて、費用なんかもさらに拡充をするような形でマンホールトイレの設置助成というのをさらに進めていったらどうかというようなことも提案をさせていただいているんですけども、そういったことについては、区としてはどういうふうを受け止めますでしょうか、伺います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 本年度、そういった背景の中で制度設計自体を見直したというところでございますので、現時点で調査・設計のコンサルまで区のほうで御用意するという予定はございません。ただ、やはり相談などを受ける中で、今後、その事業の推移を見ながら、こういった形がいいのかということについては引き続き注視はしていきたいと考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 私はやっぱりそういうところまで含めて用意していくということも、本当に今、トイレ対策という点では必要だろうというふうに思います。

このトイレ防災マスタープラン、これも私も読ませていただきました。これ東京都がつくったやつですけど、これそうしたら、トイレの不足数というものの中に書かれておまして、都心南部直下型地震を、これ東京都が対象として分析した結果ね、区部では発災後1週間以内に、50人に対して1基という割合だと、最大で5万4,098基トイレが不足すると。1週間以降だと最大13万8,021基のトイレの不足が想定されると、こういう数字も出ているわけですね。このトイレの不足というのがどういう規模感なのかというのは、ちょっとなにかいまいちよく分からないんですけど、ただ、これは区市町村及び都関係部局において、確

保している災害トイレに対する調査を結果したところ、こういう数字が出ているということだったんです。だから、区としても、多分この基になるどのくらいトイレが不足するかという数というのは認識しているんじゃないかなというふうに思うんですけども、まず、ちょっとそこを伺いたいのと、あと、それから、このトイレ防災のマスタープランの中には、東京都が2030年度までに携帯トイレ3日分、これを都民の50%が備蓄しましょうというような、そういう目標も出ているんですよ。その下のほうかな、ちょっと見ると、大体携帯トイレというのは今、都民、東京都で調査したら、全体では18%ぐらいしかまだ備蓄してないというようなことで、これをねやっぱりやっていくということが、東京都もかなりね、力を入れてやっているんだろうなというふうに思うんですけども、ただ、携帯トイレ3日分を5割というと、なかなか頑張らないとやっぱり難しい数字なのかなというふうに思いますけれども、災害はいつ発生するかも分かりませんから、やっぱりやっていく必要あると思うんですよ。

こういった点で、区としてはどういようなこの携帯トイレの備蓄の計画を、今、持っているのかということもお伺いをしたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 トイレ防災マスタープランの中で、トイレの不足というところですけども、マスタープランの考え方として、在宅避難者も一定数算定に入れているというところで、我々はこれまでどちらかというと避難所への避難者への備蓄というところを中心に進めてきましたけれども、新しく在宅避難者という新しい属性が入ってくる中で、やはりトイレ全体の数としてはやはり不足をしていくだろうということが言われております。東京都の調査の中では、その時点の概数ということで回答はさせていただいておりますけれども、今後、区のほうでもトイレの確保計画を検討する中で、改めてその時点の不足数というところは確認しながら計画の策定は考えていきたいと思っております。

それと併せて、やはり公助の備蓄のほかにも、やはり自助とか共助での備蓄というところも進めなければいけないというところは、引き続き、我々のほうも備蓄の啓発というところは尽力していきたいと考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 東京都がこうやって計画出して、それで不足するトイレ数がこれだけありますよということで、東京都のほうはやっぱり在宅避難のほうも一定見ながら、やっぱりこういう計画を持っていこうということに示しているわけですね。だから、やっぱり本当に在宅避難

者に対しても平時のときからもね、やっぱりトイレ対策ということをして区としても自治体としてもやっぱり支援してやっていかないと、やっぱりこういう計画というのはなかなか達成するというのは難しいし、いざとなったときには、やっぱりトイレの前に人がずらっと並ぶだとか、やっぱりそういったことも起きてくるわけだと思うんですね。ですから、ぜひですね、こういった5割という計画が2030年までということで示されていると。なので、ぜひ区としても、こうした携帯トイレの備蓄ということをさらに進めていくような施策、やっぱりそれは区がやっぱりそういう無償配付ということもしていくということも本当に私は必要だと思いますけれども、そういったこともやっぱりやっていながら、このトイレに対してはしっかりと対策を打っていくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

それでね、トイレというのは、このトイレ防災マスタープランでは、トイレ確保・運用の主体、区市町村がトイレの確保・運用の主体となることを踏まえて、避難所、避難場所及びその他公的施設などで災害用トイレの備蓄整備について必要数を算定するとともに、計画を策定し、トイレ、災害用トイレの確保を推進するということは、このトイレ防災マスタープランの中にも書かれているわけですよ。区市町村がやっぱり主体となるということもこういうふうにも書かれているので、ぜひそういった視点でやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

それで、あと、トイレという点で言いますと、やっぱり地域にある公園や公衆トイレなんかも、やっぱり災害時には非常に大事なトイレになってくるかなというふうに思います。そういったところで、この間、私たちは駒込公園だとか、猫又坂公衆トイレだとか、あと、浅嘉町の公衆トイレとか、やっぱりそういう古いトイレのことについては早くきれいに直していくということを求めてまいりました。それで、こうしたトイレについても、やっぱり災害時にやっぱり対応できるような災害対応型の常設トイレというものも、やっぱりこう、こういった公衆トイレでは整備していく必要があるのではないかなというふうに思います。ぜひそういった形ででもやっぱり整備をしていくという点でやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、こうした公園・公衆トイレの災害用常設対応型、災害対応型常設トイレ、このあたりの整備の仕方についての今の区のお考え方というのをちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず最初に、区民の方の備蓄ということで、50%目標というところですが、例えば昨年度、緊急防災対策として安心BOOKを配らせていただきましたけれ

ども、我々もこの間、マンショントイレ対策セミナー含め、災害時のトイレというところはかなり強く啓発しております、その安心BOOKの中でも当然啓発していますし、その申込み実績を見ても、かなり携帯トイレの数と、申し込まれた方の割合というのは非常に多いということで、区民の方もそういったところでしっかり反応はしていただけているのかなというふうには思っています。公助の備蓄の前に、やはり自助というところの取組というところはそういったところでは進めていけているのかなというふうに考えております。

○宮本委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 公衆トイレについてですけれども、未整備の公衆トイレとしましては、今、委員から御指摘がありました猫又の猫又橋の公衆トイレ、また、浅嘉町の公衆トイレ等がございますが、その辺につきましては、道路の拡幅予定ですとか、土地が非常に狭いといった問題がございますので、現時点では改修する予定はございません。ただ、公園内にあります駒込の公衆トイレにつきましては、公園再整備において整備していく予定でございます。

また、委員から御指摘がありました災害対応型の常設トイレ、この辺につきましては、中央区のほうで、何ていうんですかね、貯留型のトイレみたいなものを整備しているというのはございますけれども、ただ、どうしても臭いとか様々衛生的な面で問題があるというふうに我々は考えております。現に今、下水道局のほうでは耐震補強等をしておりますので、水を流せるタイプのマンホールトイレ、こちらのほうの整備で我々は対応していきたいというふうに、今、考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 自助でトイレを備えるということはぜひ、もちろんね、やることは否定しませんし、それは必要だと私も思います。ただ、トイレがやっぱりこう使えないことでね、そういう期間が3日なのか、1週間なのか、それ以上なのかというのは、やっぱり実際に発生してみないと分からない部分あるわけですし、やっぱりそういった点でね、やっぱり自助ではやっぱり賄い切れない部分って絶対どうしても出てくるというふうに思いますので、やっぱりそういったところは、トイレ確保、災害用トイレ確保というのは自治体が主体ということも先ほどお示したこともあると、ありますので、ぜひそこはやっていただきたいなというふうに思います。

公衆トイレについては、そういうお答えが毎回いただくんですけども、例えば道路の拡幅だって何十年かかるか分からないわけですよ。浅嘉町の公衆トイレなんかは、行った方はもう本当に、え、こういうトイレがまだ文京区に残っているのかということもやっぱりお

っしやられるわけですね。近所にいらっしやる商店の方からも、50代くらいの方でしたけれども、僕が五、六歳のときからあのトイレはあんな感じだよみたいなね、あ、そんなことないか、もうちょっとあれか、40代ぐらいかな、すいません、ちょっとあれですけど、とにかくかなりね、長期にわたってああいうトイレがやっぱり残っているというのは、本当にどうなのかなというふうに私も思いますので、ぜひやっぱりここはね、本当に直していただきたいというふうに思います。

あと、もう一点、最後に、5ページのマンションの防災活動などへの支援というところで、ここでちょっと伺いたいんですけど、5ページの7番のマンションの防災活動等の支援ということで、この中で、防災資機材購入費助成ということで、28件ということで示されております。これは何か緊急に行ったということなんでしょうかね。単年度しか示されていないので、さらに今年度とか来年度以降とか、こういったところについては、今、このあたりはどうなっているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 マンションに対する防災資機材の購入費助成につきましては、町会も含めて昨年度の緊急防災対策の事業の一つとして実施したというところで、あくまで昨年度までの単年度事業というところで考えているところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 単年度ということで、なんですけれども、28件ということで、中高層のほうですけども、それで文京区はマンション住民が大体7割5分というところで、マンションの棟数も、住宅白書ですかね、あれ見たら1,300棟を超えるような数があるということで、そういう観点からしてみると、やっぱり28件の防災資機材購入費助成ということで、これはこれで意味のあることだったというふうに思うんですけども、やっぱりこれをもっと継続してやっていく必要はあるだろうなというふうに思います。

それで、さらにやるという点でも、例えば世田谷区は、令和7年の9月18日からマンション防災共助促進事業ということで、これ2次募集ということらしいんですけども、1,000棟の区内、世田谷区内のマンションに対して、30万円分の防災資機材を無料で配付するという、そういう事業やっているそうなんです。ポータブル蓄電池、ソーラーパネルつきだとか、あとキャリーカートだとか、軽量電動階段台車とか、こういうのをいろいろ用意して、この中からぜひ選んでやってくださいということで示しているわけです。だから、やっぱりこういうような広くやっぱりマンションの、マンションが使いやすいような、やっぱりそういう

防災資機材をやっぱり無償で配付していくような取組も、今、本当に在宅避難推進というこ
とでやっていますけれど、こういうのが必要なんじゃないかなと。マンション防災という観
点では、こういった取組もやっぱりやっていくべきなのではないかなというふうには思うん
ですけれども、このあたりいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現時点で御提案のような無償配付というような取組を、事業を行う
予定はございません。昨年度行った防災資機材の助成というのは、能登半島地震のインパク
トがありまして、そこに対応するような形で行わせていただいたというようなところでござ
います。他区ではいろいろなやり方をとっているかと思えますけれども、文京区の場合はそ
のような事業、今、現時点で行う予定はございません。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ぜひやっていただきたいなというふうに思います。本当に災害はやっぱりいつあ
ってもおかしくないわけですし、やっぱり他区でもね、やっぱりこういう取組、1,000棟で
すから、本当に規模が大きいなというふうに思うんですけれども、やっぱりこういう取組な
んかもやって、本当に地域の住民の方々が安全・安心に避難生活を送れるような取組を文京
区として後押ししていくということを、こういったこともやっていくような形でやってい
だきたいなということを重ねて要望して終わります。

○宮本委員長 よろしいですか。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私からは2点質問させていただきたいと思います。

まず、ナンバー20の食料、飲料水、生活必需品の備蓄部分について質問させていただき
たいと思います。先ほど石沢委員も言っていたように、令和7年3月に東京トイレ防災マスタ
ープラン、策定されているんですけれども、文京区でも、今後、トイレに関する計画を策定
する流れになるかと思うんですが、東京トイレ防災マスタープランでは、災害用トイレを
適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩5分圏、半
径250メートル円外を災害時トイレ空白エリアとしております。また、災害時に使用できる
トイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用することが想
定される利用者数を、設置されている災害用トイレの基数で割ることで、各施設のトイレの
充足度というものを算定をしております、あ、算出ですね、しております。これによって適
切な量のトイレが配置されているかの度合いを可視化できるというようなものなんですけれ

ども、災害時に近隣にトイレ施設が不足している状況下ですと、区民がトイレの利用を控えてしまい、意図せず深刻な健康リスクなどに直面するリスクとかも可能性があることから、災害時におけるトイレの空白エリアを解消して、人口密度等を考慮した各避難施設等のトイレ充足度を向上させる適切な配備が不可欠です、と思っております。先ほど言っていた災害時の携帯トイレとか、トイレ四つ、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレとかありますけれども、ちょっと私、空白エリアとかについて質問したいんですけれども、区として現時点において、災害時のトイレ空白エリアですとか、各施設のトイレの充足度についてどのように把握しているのでしょうか。その課題等もありましたら教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、東京トイレ防災マスタープランの中では、トイレ空白地帯を解消しようというところが一つの大きな目標になっています。今、現時点で詳しくここが空白だというようなところを正確に捉えているわけではございませんけれども、想定される場所では、やはり公共施設の少ないような地域ですね、我々が設置をできないような、例えば住宅街が広がっているところだったり、おっきな大学のキャンパスがあったりだとか、区境だったりだとか、そういったところというのは物理的に空白になりがちなかなというところは想定しているところでございます。

あと、必要な量というところは、先ほどの石沢委員の答弁とかぶりますけれども、やはり在宅避難も含めて、やはり多くのトイレが必要だというような前提に立っていますので、こちらのほうも一定数は不足している状況だろうというところは想定しているところでございます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、空白地帯については詳しく、まだこれ正確に今は把握されていないということで、ぜひ今後、その空白地帯とかが存在するのかどうかとかも含めて、適切な時期に、まあ、なるべく早いうちに調査とかをしていただければと思っておりますけれども、公共施設の少ない地域、そうですね、文京区は大学もたくさんございますし、あと住宅街とかの閑静な住宅街のエリアとかもたくさんありますので、そういったところが空白になりがちというのは非常に理解いたしましたので、そういったところのエリアとか、トイレというのは、やはり避難所とかに行っても、水分をちょっと控えてトイレになるべく行かないようにしようとかやってしまうことによって、体の不調が出てきてしまって、最終的にはちょっと重大な病気とか、死に至るような事案も発生し得るところでござい

ますので、ぜひトイレは重要ですので、引き続きよろしく申し上げますというところなんですけれども、あとは、ちょっと私自身、平時からトイレの場所などを意識して外出をしているところですので、災害時トイレマップとかも作成すると、区民の方もトイレの位置とかを可視化することもできるし便利かなと思いますので、そういったものもぜひ御検討よろしく申し上げます。

続いて、ナンバー21の避難所等での支援体制の構築部分について質問させていただきたいと思うんですけれども、協定締結団体さんは、災害時には協定内容に基づいておのおの支援をしてくださると思いますけれども、災害時には現場が混乱することが想定されておりますので、平時からの連携体制が非常に重要であると考えております。また、協定締結については、かなり昔、例えば何年も前に協定を締結したというような団体さんも存在していると思うんですけれども、締結後に、その後いまだ、いいことではあるんですけど、いまだ大規模災害が発生していないような状況ですと、協定を締結した時点の役員さんから、役員さんとかも替わってしまっていたりとか、そうすると、協定にて区から求められていることを詳細に把握し切れてないような団体さんも存在してしまうのではないかと考えております。協定締結団体さんと平時から災害時の対応について打合せをしていただいて、必要に応じて災害時を想定した訓練の実施など、実際にこういうふうに動いてほしいというようなイメージがその方々も湧かないと、なかなか初動でいきなりやれと言われても難しいのかなと思っておりますので、そういった訓練の実施とかもする必要があるとも思うんですけれども、そのようなフォローアップ体制の構築についてちょっとどのように今後考えていかれるのかという点を教えていただきたいと思います。

また、文京区との平時からの連携はもともとより、協定締結団体の相互間の平時からの連携も非常に重要な意味があると思っておりまして、こちらの今後の方針部分ですけれども、区内警察や関係団体との連絡会を開催と書いてありますけれども、具体的にどのような内容を想定しておられるのかという点も教えてください。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 災害協定を締結する事業者との平時から顔の見える関係づくり、連携強化は重要であると考えております。このため、先ほど何年も前に結んだ協定の話もありましたが、一応、毎年ですね、協定締結団体とは緊急連絡先の確認と、あと協定内容の確認については、これはメール等で行っておりますけれども、毎年確認をさせていただいておりますので、それは引き続き行っていきたいというふうに思っております。

また、あと訓練実施についてもお話がありましたが、そちらについては、実施していただける団体があれば具体的な打合せをさせていただいて、検討していくことは可能だというふうに考えております。

今後の連絡会についても、協定締結団体や警察署と連携をして、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 吉村委員、お願いします。

○吉村委員 すいません、ありがとうございます。今、協定締結団体さん、毎年、緊急連絡先を新たに確認されていて、だから連絡がとれない状況にはならないというところは安心いたしました。

あと、協定の内容の確認についても、メールではさせていただいているということですので、もし、そのメールとかも確実に届いていると思うんですけども、どこまでちゃんと皆さん業務にも追われていらっしゃる場所もございますので、見ておられるかというのがありますので、ぜひたまにですね、ちゃんと口頭での、口頭というか人と人との連絡事項、連絡ですかね、とかもしていただければと思いますし、訓練の実施についても、向こうから例えば訓練を絶対に実施したいですという団体さんは少ないと思うんですよ。でも、こういうときにこういうふうに動いていただきたいという、ちょっと、そちらの内部の庁内でのちょっと不安があるときとかには、ちょっとこういうことの打合せとかいかがですかとか、自分のほう、文京区のほうからもちょっとお声がけしていただいたほうがいいのかなとも思っておりますので、そういった点はよろしくお願いします。

あと、続いて29の災害対策に必要なICT部分についてなんですけれども、こちらも災害時のドローン活用について書いてありますけれども、そちらは引き続き検討をよろしく願います。いろいろと難しい事情があるのは把握しておりますので、引き続き災害、高所カメラですね、ちょっと災害時になりますと、例えば木密地域とかから煙が上がっていても、なかなか多分画像では見づらい、細かいところが映りづらいのかなとも思っておりますし、そういったときにドローンとかも併用するのがいいのかなとも思っておりますので、そういったものも引き続き検討していただきたいというところと、あとICTの活用についても、今、様々な防災DXとも言われておりますので、ぜひ積極的にいろいろと取り入れていただければと思っておりますので、よろしく願います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、ドローンの活用につきましては、この間、民間事業者も含め

て、本区でのドローンの活用について検討を進めてきたというところでございます。課題としては、やはり我々文京区、平時にドローンを使うという業務があまりないというところもあって、維持費も含めて費用対効果をどう考えるかというところ、また、災害時にドローンでどのような活用、情報収集をするのかというところが一つ課題となっております。区が機体を保有するだけではなくて、民間事業者も含めてドローンをどのように活用するかというところは今後も検討していきたいと考えております。

また、防災DXの部分につきましても、いろいろ我々区をはじめ、国、都においても様々な手法をとられていますので、そういったところの状況も確認しながら、災害対応に有効な手段として検討は進めていきたいと考えております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、ドローンの活用についてなんですけれども、確かに区がドローン自体を所有すると、資格を取るための、そうですね、資格を受講して取っていただいて、それで常に飛ばせるような状況にしなければいけないというのがありますし、自治体さんによっては民間の方々の災害時に協定を結んだところが来て飛ばして、でも、その場合にも、そのときに飛ばせる人員がいたら来て飛ばしてくれるみたいな、来てくれるんだとは思うんですけれども、不確定な部分もあったりとか、どちらも一長一短なところがございますので、ぜひ文京区に適した状況というものを引き続き検討していただきたいですし、防災DX、先ほど言ったように様々な本当に手法があって、いろんな自治体がちょっとずつ取り入れているので、ほかの自治体とかの例とかもここに参考にとも書いてありますので、いいところをぜひどんどんとっていただいて、文京区らしい、文京区に適したというか、DXは全庁的にどんどんと推進していただきたいですし、防災についても推進していかなければいけないところではございますので、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○宮本委員長 ほかに質疑ある方、残りの方で、すいません。

じゃあ、海津委員、お願いします。

○海津委員 私からは、まずはスフィア基準が国のガイドラインの改定で出たところで、このスフィア基準というのは、健康や、避難者のですね、健康や人権を守るための最低基準だというふうになっているんですけども、区の認識もそれでよろしいですか。まず、冒頭にそれをお願いいたします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 スフィア基準につきましては、今回、東京都のほうも避難所での生活環境の改善というところで、その基準をといるところは、やはり避難所での災害関連死などを防ぐというような大きな目的があるというものと捉えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今の災害関連死ということだったんですが、もちろん人権ということも入っているという認識でよろしいわけですね——分かりました。

そうしていくと、区の先日の本会議での質問の御答弁だと、今の段階だと、この基準を適用するところは物理的に困難だということはお伺いいたしました。避難者、避難所避難者を抑制するためにも在宅避難の周知と理解促進が重要だと考えていると、在宅避難の推進に努めてまいりますということですが、2万6,000人ですよ。2万6,000人、今のところ都が文京区内に想定している避難者数は2万6,000人。それを約1畳分の今の避難スペースから2畳分にしてくださいというふうなことです。単純にすると1万3,000人入れなくなるのではないかと、いうふうな試算もできるわけですよ。そうすると、1万3,000人を減らすためにどうするのかということでは、今、一番何を考えていらっしゃるか、そこを教えてください。1万3,000人をできる限り在宅避難にするためには、どういうふうな手法を考えていらっしゃるのか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 やはり物理的に難しいというところで考えると、今、我々としてまずできることとしたら、先ほどの繰り返しになりますけれども、在宅避難をまず推進をして、避難所に来る方を抑制すること。また、2次的な避難所を拡大して、指定避難所以外の避難スペースを確保すること。まずできるということとしたら、そういったところなのかなというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。本当にそれが現実的なことだと思うんですけども、そうした中で、ページ3ですね、ナンバー3のところ、耐震化の促進ということが書かれているんですけど、耐震促進事業の助成金の見直しを行うというふうに書かれていたりとかするんですね。そうしたところからすると、例えば現在、2024年の文京区マンション実態調査によると、築45年以上のマンションが約253棟あるわけですね。これをもし235、253棟ですかね、棟に対して、これ旧耐震のところですね、旧耐震のところのマンションの耐震化を促進できれば、どのぐらいの数の避難者、避難所に避難されてくる方を抑制できると考えていらっしゃるか、

数字を教えていただけるとありがたいです。

○宮本委員長 ……海津委員。

○海津委員 やっぱりこれってすごく重要な数字だと思うんですね。数字をやっぱりこれ出していかなくちゃいけないと思うんですね。現実的に在宅避難を、避難者を増やしていくという区の、もう本当に大いに応援をしたいと思いますし、だとすると、そこに在宅避難を増やすに当たっては、耐震化率、耐震補強の事業を推進していく、とても大事なことだと思うんですね。耐震、旧耐震のところ耐震化が進んで、そこでまず安心してマンションにいていただけるということを考えれば、すごく大事なことだと思うんですね。そのところで、やはり事業を考えるに当たっては、当然、253棟、これ区の調査ですかね、区の調査の中で出てきている数字から、大体どのぐらいの避難者数、この都がしている2万6,000人は旧耐震のところから引っ張ってきているやつですよ、たしか、それで想定しているやつですから、この旧耐震のところ耐震化が進めば、少なくとも2万6,000人が減っていくはずなんです。その試算、東京都の避難者数の計算からすると。だとすれば、きちっと避難者数、耐震化を促進して耐震化に結びつけていくということが大事なので、その基になる根拠になる数字というのは大事なんだと思うんですけども、そこはきちっと計算していただくことが今後できるでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 旧耐震の共同住宅については250棟というところで、こちらのほう、およそ今のところで64%程度が耐震補強されているというところになっております。それで、1棟当たり大体14戸ぐらいの居住があるというところになっていきますので、耐震化されれば、14戸掛ける棟数というところで、避難者の数が減って在宅避難になっていくというところになるかというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひですね、その数字は明らかにしていただきながら、耐震化の補助金をきちっと算定していただきたいと思うんですね。これから、やはり人権の問題ですので、避難所は、そのところに新たな二次避難所というのをつくっていくのも、なかなか今、困難な中であるのであれば、やはりそのところにきちっとお金をかけていく、補助金、補助金の率を上げていくというのは非常に理にかなっていると思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願いしたいと思います。

次にですね、次はですね、帰宅抑制がかかっているんですけども、その帰宅抑制、当然、

帰宅抑制は全体的に文京区民も帰宅抑制がかかってくるわけですから、そうすると、子育て中の方や介護をされている方なんか、実際のところ、御家族のもとまでたどり着けない。それが、都としては72時間、帰宅抑制を公共機関が動き始めるまではかけたいというところの意向だったはずなので、そうすると、72時間分、どういうふうにそうした方たち、残された、家族がいないときに、家族が必要とされる方たちをきちっと、例えば学校、それから高齢者福祉、高齢福祉、障害福祉、様々なところで必要だと思うんですけども、ここにはそうした想定というか、書かれていないんですね。どういうふうにしていくかというのが書かれてないというのは、なかなか心もとないなというふうに思うんですけども、学校で9月1日なんかにも引取り訓練があります。でも、この引取り訓練に関して、それで帰宅抑制がきちっとかかっていますよ、皆さん、そのことを認識した上で来てくださいという、参加くださいというふうに言われている学校がどこまであるかというのも疑問ですし、そのあたりどういうふうに検討されていくのか教えてください。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 帰宅困難者が多数発生されることは文京区でも想定されており、事業者が帰宅困難者の発生抑制に取り組むために、都と連携して周知啓発を図ってきたいというふうに考えております。

また、我々としては、帰宅困難者対策としては、一時滞在施設の拡充ということが大事だというふうに思っておりますので、そちらの取組についても進めているところです。

また、協定を締結しているところと、今、現在、避難、帰宅困難者の受入れ施設の基本マニュアルというのを作成に着手しております、それを策定後は協定締結事業者、ほかの事業者にも波及させていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。そこは分かっているんです。ごめんなさい、私の質問が悪かったですね。私が知りたいのは、帰宅抑制がかかって、区外にいらっしゃる親御さんたち、親御さんだったり家族が、家族のもとに帰れない、保育園だったり、それから学校だったりというのはこれから非常に出てくると思うんですね。そのあたりが学校の中とか福祉施設なんかとの連携というのは全く書かれてないんですね。どういうふうに対応していくかということが。例えば学校においても、避難所にしても、あくまでも帰宅抑制がかかってない保護者が一定数は引き取られた後での避難所というのが想定されていると思うんですね、この書かれている、描かれている計画の中では。そうではないということの想定の中できちっと考え

ていかなくちゃいけないと思うんですけども、そのあたりはどうなっていくのかというのが知りたいです。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今、学校の生徒も含めて、まず帰宅困難者の位置づけというところで、生徒・児童に対する備蓄品の配付というところを行っているというところでございます。そこは帰宅抑制、親御さんの帰宅抑制も想定しながら、そういった対応をとっているというところですけども、そのほか、やはり避難所の訓練などの場面でも、やはり子どもたちは学校に残っているというところも学校サイドと、あと地域の協議会のほうとも共有しながら訓練のほうは取り組んでいるというところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ただ、学校はたしか災害、子どもたち用の物資、避難所の備蓄は1日分だったと思うんですよ。合わないですよ、3日間。ひよっとすると、多くの方は心配だから帰ってくるんじゃないかと、昔、教育委員会の方が言われてたことがありますけど、帰宅抑制でそれこそ群衆雪崩に巻き込まれてしまって、本当だったら災害では救われた命がということもありますので、そこはしっかりとということがありますので、やっぱり3日間というのは子どもたちにとっても非常に必要だと思っています。また、それをするためには、今の備蓄するための倉庫だけで足りるのかということも考えていかなくちゃいけないし、もう少し多様な視点で様々なことを想定していくということが、今、求められていると思うんですけども、そのあたりどう考えるか教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今、御指摘のとおりですね、児童・生徒に配付しているのはトータルで1日分というようなところですけども、ここら辺の適正な量というところは、今後も引き続き検討はしていきたいというふうに考えています。いろいろな状況の中でどういう想定をするかというところは限りが、限界があるのかもしれないですけども、可能な限りいろいろな想定を考えながらですね、対応は検討していきたいと考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ想定外を外していただくように、想定外だったということがないよう、様々な視点で検討していただきたいと思います。

それから、事前復興の視点からちょっとお尋ねしたいんですけども、能登の地震でもそうでしたけども、何回かここでも申し上げましたが、やっぱり下水道は、やはり非常に使えなく

なってしまう。今、公設、公的などところの下水道は積極的に区道なんかも含めて推進していただいていることは感謝しますし理解しております。ただ、やはり私道の部分ですよ。私道の部分がもしそうなってしまうと、かなり私道の部分がありますので、そこが氾濫、老朽化で壊れてしまうと、本当に復旧作業さえもままならない、また、先ほど来、出ているトイレもなかなか実際のところ使用ができない。様々な、能登でも災害時、いろんなところありますけど、それをかこつけた様々な詐欺があったり、工事としても難しいものがあると言われてます。そうした中で、事前復興的にやはりそここのところをきちっと整備していく必要性というのはあると思うんですね。私たちが学んできた一つの中に、やはりそここのところについて……。

○宮本委員長 海津委員、すいません、ちょっと今回の令和6年度の取組状況……。

○海津委員 取組状況のところの、でも下水道とかそういうの出ていましたので、みどり公園課のところの……。

○宮本委員長 何番。

○海津委員 33番の、マンホールなので、まあ、一般質問でもいいんですけど。

○宮本委員長 一般質問でされますか。

○海津委員 分かりました。でも、まあ、そここのところはあると思いますので。でも、これって、本来だったらこの計画の中にきちっと入れていかなくちゃいけないということが言いたいんですよ。

ついでに言っちゃいますと、あと、災害ごみ、災害ごみもこの中に一つもないんですね。何でこの災害ごみについてはないのかというのは非常に不思議なんです。何で、重点ですよ、重要だと思うんですよ。災害ごみって絶対に避難したら災害になったら出てくるわけです。何でこの重点の中の、これの中のチェックの中に災害ごみをどうしていくか、例えば事前復興的な話からすれば、災害ごみに関してならないように日常からごみを捨てていくという周知、周知ですよ、理解啓発は非常に必要なはずなんです。こここのところで在宅避難の理解周知は書かれているけど、書かれていない。私は別にここ、おかしい質問してないと思うんですよ。これに関連した質問ですから。なので、なぜこここのところでチェックすべきものがチェックされるような項目になっていないのかというのは私はとても疑問を感じていますので、そのあたりお答えいただきたいと思います。

○宮本委員長 重点項目の中に今回入ってないんですけども、これまで、その点については議論もしてきましたが、いかがですか、答弁。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の進捗状況調査というところについては、当然、地域防災計画に書かれていることというのは全て大事なことで、災害時に実際そうなったときにしっかりそれぞれの事業、事業とか活動が行われなければいけないというふうには認識をしております。毎年度こうやって実績を確認するということは、利用実態ですとか、整備の状況ですとか、そういったところを確認するために適したものをピックアップをしておりますので、ここに書かれていないからといって、何か対策が進んでないというわけではないというふうには考えています。

○宮本委員長 海津委員、よろしいですか。

○海津委員 もちろんそうだと思いますよ。書かれてないから進んでないんじゃないくて、やっぱりみんなが共通認識を持っていかなくちゃいけないことの中に、今、申し上げたようなことというのは非常に重要なのに、それが理解啓発をしていかなくちゃいけない、周知啓発を進めていかなくちゃいけない非常に重要な問題なのにもかかわらず、想定したら本当に、あれですね、町なか汚物まみれになっちゃうかもしれないし、それから様々あるわけじゃないですか。そこのチェック項目の中にしっかりとそこは、これから以後、含めてですね、ごみ処理についてもちゃんと入れてって、理解啓発をしていっていただくような推進をお願いしたいと思います。これで終わります。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、豪一委員、お願いします。

○豪一委員 すいません、浅田さん。いいですか。

○宮本委員長 お願いします。

○豪一委員 私は地域防災計画の取組状況の8ページ、避難所運営協議会の設置の支援についてお伺いしたいと思います。

区内33か所の運営について、区は定期的に支援をしていただいています。現在、各年度4か所、約4か所の運営訓練をしていただいておりますので、区の訓練では約8年に一度、運営訓練をしていただく計算になっていますね。各避難所の運営協議会には温度差や、温度差があり、区がかつて防災リーダーの育成から地域防災士の育成に取り組み、大分、区内にも地域防災士が育ってきていると感じています。その地域防災士を中心に、避難所運営訓練協議会と連携できてきている地域は、自主的に避難所運営訓練等、区の助成を受けながら、8年待たずとも、毎年、訓練を行っている避難所もあるようです。近年の区の地域、地域防災

力向上プログラムの進行状況を見ると、避難所運営も33か所での温度差が、温度差を埋めるのが今後の課題であって、その方法についてどのように考えているのかまずはお聞かせください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所運営協議会33か所ある中で、やはり活動の実績には差があるというところは我々のほうも課題だなというふうに考えております。我々が年に4回やる避難所総合訓練を行う際には、やはり、その8年に一度の区の訓練を待つだけではなくて、その訓練をスタートとしてですね、次の年にしっかりちっちゃくてもいいから継続的な訓練を続けられるようにということで、我々、防災危機管理課の職員のほうも、そこを起点とした伴走型の支援というところは意を用いているというところがございます。

また、地域のほうも、やはり防災士の方が地域で活躍する場面というところはやはり増えてきたというところもありますので、我々もそのような防災士の方とも連携しながら、一つ一つの協議会が自主的な活動が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 もっと防災士の支援をしていただいて、今後、その防災士が中心になってね、地域で活躍していただければいいんですけども、私がちょっと提案したいことが数件あるんですけども、ちょっと区の見解を伺っていきたいと思います。

各避難所の自主的な運営力の効果測定を、ほか各33か所の避難所の運営の運営力の効果測定とか評価、またはカテゴリー、33か所のカテゴリー分けというのはするべきなんじゃないかなと思っていますけど、その区の見解を聞きたいのが一つと、あと、地域活動センターとの連携、要は区民部との連携、これはですね、避難所運営協議会のメンバーというのは、町会長、民生委員とか、あとはPTAだとかね、いろいろな様々な方が入っているんだけど、町会長以外、結構変わりやすいメンバーがいて、消極的な避難所運営訓練の場所だと、8年、区の運営しか待ってないから、8年の間にPTA会長替わっちゃって、何回も替わったりして、もう町会長も把握していない、誰が運営協議会のメンバーか、ということが8年ごとに起こって、それをまず整理するのに大変な思いをするから、区民部と連携して、例えばね、地域活動センターの中には避難所が3校ある場所もあれば、根津みたいに、根津地域活動センターなら根津小学校1校だけの場所もある。1校だけで根津みたいに避難所運営訓練の活動が活発のところは、常に避難所運営協議会と防災士とかが連携しているから楽なんだけど、例えばほかの場所、3地区ある、例えば一つの地活に3避難所あって、一つの避難所は活動

が活発なんだけど、あとの二つは全く8年に一遍しかやってないようなところだと、そういうところは地活と連携して、地活は町会長が町連とかやって集まっているわけですから、せめて避難所運営協議会のメンバーリストは毎年整理してくださいよというお願いをするとかね。そうすると、8年のときにばたばたせずに、常にアップロード、データをです、することができないんじゃないかなというふうに思うので、そういう連携がいかがかという提案と、それと、あと、まず、じゃあ、そこまで。その地域、地活との連携がいかがかというのと、あとカテゴリー分けです、評価とかの、その二つをちょっと聞きたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 御提案いただいた、まず、協議会ごとに効果測定とか評価をしたらというところですが、やはり地域の実情いろいろある中で、我々のほうで一つ一つを評価をするというところはちょっと難しいかなというふうには思っています。ただ、地域の実情がかなり違って、根津地域みたいな本当にコンパクトな地域もあれば、そうでない地域もあったり、町会が活発なところもあれば、PTAが活発なところもあってというところもありますので、そこら辺の地域性は我々のほうでもしっかり把握しながら、それぞれの地域の事情に合った我々も支援の在り方というところは丁寧にやっていきたいなというふうに思っています。

あと、地活との連携については、これまでも、我々の訓練というよりは、協議会ですとか町会が行う訓練なんかをするときに、結構、地域全体で行うような訓練がある際なんかは、地域活動センターの所長のほうにも少し御協力をいただくというような連携はとらせていただいております。やはり、先ほどと繰り返しになるかもしれないんですけども、8年に一度の我々の訓練を待っていると、やはりその間の人の入れ替わりというのは当然大きくなるわけですので、我々としては、8年というよりは、我々の訓練、総合訓練の後の継続性というところで、1年ずつでも構わないのでそういったところができるような我々としての働きかけ、支援といったところが重要なかなというふうに考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 じゃあ、まとめます。ちょっと露骨にね、効果測定とか評価とかカテゴリー分けというのはできないかもしれないけど、ある程度、それが分かることによって、今、年度4か所、約8年というので回しているけど、逆に全く区の活動以外、避難所運営訓練やっただけない地域というのは、逆にカテゴリー分けすることによって、例えば、33か所中ね、10地区なのか8区なのか分かりませんが、そういうところはね、隔年で2年に一遍ぐらいは

やるようにしてあげる、8年に一遍じゃなくて。区の負担は確かに増えるかもしれない、年4回だったのが、年8か所になっちゃったりする可能性はありますけど、まめにやってあげる、やることによって、避難所運営協議会の意義が分かったり、防災士が誕生したりするチャンスが増えるわけだし、興味が増えるんじゃないかと思っているんですよね。私がカテゴリー分けをしたらどうですかって提案したのは、苦手な地域というのは、やっぱり全く急に被災時にね、区が全部やる羽目になってしまいますからね、それを今から避けるためにも、地域の人たちでできるだけ立ち上げができるためにも、カテゴリー分けして、消極的なところは隔年ぐらいやる機会を提供して意識づけをしていくというもう段階に入っているんじゃないかなと思います。そうすれば、また、地域防災士なんかが増えて、より防災士同士の意見交換の場とかが強化されて、区の防災力が向上することにつながるんじゃないかなと思ったので、提案をさせていただきました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

じゃあ、浅田委員。お待たせしました、すいません。

○浅田委員 何だ、この防災、あれ、あ、そうそう、これこれ、文の京そなえて安心BOOKで区民の方に災害の啓発とかね、大変していただいて、それについては感謝申し上げます。私も名取さんに敬意を表して、FMの聞けるラジオを注文しまして、ぜひ活用したいと思います。

それで、私のほうからは、文京区の、まず1番のところね、在宅避難に係る質問になります。これは文京区が耐震化を前提とした方針ですよね。これはもう先ほど東京都のほうも在宅避難については検討を開始するというのは御答弁いただきました。私も、この在宅避難については、先日というか行われた八中での訓練で、区民の皆さんに聞いてみたところ、できるだけ家が潰れないんだったら家にいたほうがいいんだよねという声は聞かれるようになりました。だから、耐震化を進めるというのは本当に必要なことで、あとは、家の中でたんすが倒れるとかね、あるじゃないですか。そういうことに対するくぎでとめるとか、棒っつかえするとかということについては、ぜひ区としても支援をお願いをしたいということです。

この在宅についてなんですけれども、文京区は、文京区防災ガイド、これ、ちょっとこれはコピーですけど、しっかりしたものつくっている。一方で、東京都、東京都くらし防災、これがありますね。つまり、今、区民の家庭の中にはこの二つがあるわけですよ。私も見ましたけど、そんなに大きな差はないんですけれども、ないんですけれども、在宅、在宅にと

どまろうという提案は、こちらのほうはまだできてないですよ。これ23年で、小池百合子都知事の名前と顔が入ってね、選挙の前にこういうのを配られるようです。だから、東京都は恐らく次の選挙の前じゃないと多分こんなの出てこないんじゃないかと思うんですけど、文京区としては、本当に今、区民の方がいつ起こるか分からない災害のときに、どう必要なのか、必要というか、しなきゃいけないということは、この文京区のほうが優先されるべきですよ、当然。これはもういざというときはあまり役に立たないという、必要ない。文京区のほうを柱にして災害対策を進めていこうということによろしいですね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 東京都は広域の自治体として、いろいろ日頃からの防災の備えですとか、そういったところを分かりやすくまとめたのが東京くらし防災ですとか、そういったものなのかなというふうに承知しています。区の防災ガイドは、やはりローカルな、文京区のローカルな情報として、災害のリスクだったりですとか、あと避難所、避難場所ですとか、そういった情報まで入っているというような違いがございます。やはり、どういうふうにするかというところはそれぞれ違うかもしれないですけども、やはり区民の方には、やはり分かってはいるけど、何に取り組めばいいか分からないですとか、そういったアンケートの声もいただいておりますので、我々が提供する防災ガイドも、しっかり内容については見直しは、検討はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 そこで、私は大切になってくると思うのは、これね、以前も質問してると思うんですけど、本当に大きな災害が起こったときに、どう細街路、道路ですよ、ここを確保していくのかということです。要は、文京区と東京都がどういう連携をしていくのか、大きな災害のときにね、これがいろんな角度からも必要になってきて、先ほどローカルと言いましたけど、もう東京都と23区、文京区、これ一体となって連携体制がとれていないと、これはもう首都東京大混乱になってしまうということは明らかだと思うんです。で、まず、あえてこういうものを持ち出してきましたけれど、やっぱりまず東京都と通信含めて道路と主要幹線道路を確保すること。それから、帰宅困難者対策を連携を、どういう情報を、今、何が起きているのかということきちんと東京都、それから文京区が連携体制をとるということが、いろんな区内で指示を出す上で最も重要なことじゃないかと思うんですけども、それについての東京都との連携、それから訓練体制というのはどのように行われているのか、具体的にお答えください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 実際に発災した時の東京との連携というところでございますけれども、通信体制というのは、当然、我々区のほうと東京都のほうで都の防災行政無線を通じてしっかり情報は共有できるような仕組みというものはできています。我々のほうから地域の被害状況を上げて、東京都のほうで広域的な自治体として、今度、国ですとか、もしくは区のほうへの支援というところを検討していくというところでございます。

そのほか、それぞれ道路ですとか、また、あとは下水道ですとか、それぞれですね、それぞれの事業で連携をとりながら災害対策というところは進められているというふうには承知をしております。また、訓練のほうも、我々、やはり実施主体が違うからこそ、やはり顔の見える関係というところは構築していきたいというところもあって、例えば東京都の下水道局との間でも、ちょっとし尿処理ですとか、そういったところの状況を確認するような顔合わせ訓練なんかも行っておりますので、そういったところでしっかり課題に対応できるように体制を組んでいるというところでございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひね、そのことと、近隣区、文京区でいえば新宿、豊島、台東、荒川も一部ですかね、こことも、いざというときの連携というのは本当に非常に大切だというふうに思うんですね。それぞれの自治体、うちは、文京区はということだけじゃなくて、もう人の行ったり来たりも含めてね、それから、ほら、何だっけ、関口のほうであれ、事故、大きな水道管破裂でしたっけね、あったときなんかは、新宿区と文京区であれ一体となってやらないと、全然問題解決しなかったわけじゃないですか。ああいう問題もありますので、ぜひ連携をとっていただきたいということですね。

それから、次、7番のところにもちょっとマンション関連の話があります。エレベーターが……。

（発言する人あり）

○浅田委員 え、何かある。いいや。エレベーターの閉じ込めの話がありますけれども、このエレベーターというのは、地震がなくてもね、危機管理の面から見てやっぱりよく起きるっていえばよく起きる話ですよ。これが大きな災害になると非常に、停電も含めてね、その階にうまく止まればいいですけども、なかなか閉じ込めという問題も起きるということです。で、ここ、そうですね、2年か3年、実際にエレベーター閉じ込めがあって、レスキュー、消防署へ行くとかというような事態というのは実際は何件あって、その原因みたいなもの

が分かれば教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、先の質問のほうで、近隣区との連携というところは、例えば水害のときも関口地域の方の逃げる場所として新宿区側の避難所を開放していただくのですとか、そういった災害のリスクに応じて近隣区との連携というところは取り組んでいるところもございますので、今後もそういったところの関係性というところは継続していきたいと考えております。

エレベーターの閉じ込めの実際の件数というのは、現時点で私のほうでは把握はしてございません。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ということは、災害時にエレベーターの閉じ込め、これはかつての阪神・淡路のときもそうですし、それから3.11の東北の仙台とかね、特に都市部でもあったというふう聞いていますけども、どういうふうに把握をするのかということ、それはもうあれですか、そのマンション、ビルだったりマンションが多いですよ。マンションの、あるいはビルの所有者に全部もうお任せということなんですか。そこ、ほらマンションだから、管理会社と契約していますよね、いざというとき。していますよね。そういう事故が、あるいは事態が起きたときの対応については、これはもうその所有者、管理組合の対応にお任せということによろしいのでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 実際に閉じ込めが起こった際というところは、実際はそうなるというふうに思っております。そのエレベーターの建物の管理者から保守会社のほうに、エレベーターの保守会社のほうに連絡をとっていただいて、順繰りというか、緊急性の高いところから対応をとるといふようなところだと承知をしております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっと先ほどもマンションの、あ、マンションじゃない、エレベーター閉じ込めについてのちょっと件数は把握されていないということなんですけれども、それってちょっと危機管理の面からするとどうなのかなというふうに思うんですよ。閉じ込めに対応してって、ほら、ハンマーじゃないけど、バールみたいなものとかね、そういうのは私も承知しております。承知しております、それは。だけど、実際にこういう事態というのは想定し得る話だと思うんです。もちろんね、全部のビルが事態がそうなるとはそれは限りませんけ

れども、かなり大きな災害になればなるほど、そのマンションのエレベーターへの閉じ込めというのは起きる可能性はあると思うんですよね。そういう事態に対する把握ということについては、私はちょっと行政としてね、文京区として事態の把握というのは必要ではないかなというふうに思うんですよ。

これは想像になりますけれども、各管理、マンション管理組合とかビルの所有者が、事故が起きました、何とかしてくださいと大きな災害のときにやり出すと、それはもうこの東京都の中で取りっこになりますよね、救出の取りっこになりますよね。だから、ちょっとその辺のことについてもね、私はちょっと東京都含めて、東京都にも含めて、ぜひその事態の把握、あるいは場合によってはそのエリアを決めて対応するとかというようなことも含めて、多分ね、想像できないと思うんですよ。今、私たちが想像できない事態が、だと思っんです。計算できない、数字であらわせて言ってもできないと思う。それぐらい物すごい数の事態というのは起きると思うんです。だから、今すぐね、課長答えてくれというんじゃないですけど、とにかくちょっとこの事態というのは東京都と相談しながら、どういうふうに行った方がいいのかというのは私は検討事項として入れていただきたいということです。

○宮本委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 平常時のエレベーターの閉じ込め状況の把握につきましては、今、防災危機管理課長が申し上げたとおりでございます。多分、複数ある中で、例えば、もし生命に、閉じ込められる方の生命等に異変が見込まれると、危険がある場合については、消防のほうに連絡されていて、消防のほうに行った場合は危機管理情報として防災課のほうにも、防災危機管理課のほうにも情報が入る流れになっているところでございますので、通常の複数ある部分を全て網羅するつもりはございませんけれども、東京都の所管である消防とは連携をとりながら、緊急の場合についての対応というのは把握できるような形でのやり取りというのは、ちょっと消防と協議してまいりたいと考えてございます。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 エレベーターの防災対策について補足の説明をさせていただきます。

まず、地震時管制運転装置のことについてお尋ねでございますが、地震発生時のP波を感知し、S波が到着する前に最寄りの階に自動停止するというところで、かご内の閉じ込めを未然に防ぐというところでございます。こちらのほうは平成21年の2009年9月26日に義務づけられましたので、それ以降のマンション等のエレベーターについては設置されているというところでございます。おおむね震度4で作動する設定とされているところでございます。

首都圏直下におきましては、都内で7,000台強の閉じ込みが予測されているという東京都の報告もございます。また、2011年、平成23年の東日本大震災では、65件の閉じ込みがあるというところがございますが、2009年の基準に適合しているものに関しては閉じ込みがないというところがございます。

今後とも、定期報告等で報告が出てきますので、こちらの地震管制運転装置及び戸開走行保護装置の装置を設置することによって、エレベーターの防災対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 あのね、これ私が伺ったところ、今、そういう地震が揺れたときの新しい機械について、うまくいかなかったときが閉じ込めなんですよ。その機能が十分働いたときは近隣の一番近い階にとまるということなんです。だから、本当に私たちが想定し得ない事態というのは、予測であるとか、その機械を超えた事態になるときがやっぱり大変なことになるということだと思います。ですから、ぜひ御検討のほうはお願いします。

それから、ちょっと時間もあれなんで、簡単に。先ほど来、トイレの話がありました、これはちょっとマンションの関係での話です。マンションの関係の話。今、文京区も確かに耐震は進んで、マンション多いですけども、マンションの、これはね、これは私が聞いた話ですよ、浦安で液状化が起こったときのような話とか、大地というか地面がずれるとか大地が動く、そうした場合のマンションの下水、もっと言えばトイレですよ、これは使っちゃ駄目なんですよ。ずれたら。だから1階にね、マンションの1階にお住まいの方なんかだったら、本当にね、大変なことになるんですよ、海津さんね、そうですね。1階にお住まいだそうですから。まあ、それはいいですけど。

つまりね、そのことを、そのことというのは、本当に災害が起こったときには高層マンションの下水、トイレというのは、もう使えないという、それぐらいのことを常に区としては、災害時にはこうなるということも徹底しないと、正直言ってね、上の階の人って何かなっちゃうらしいんだよね、どうしても。これは他の大きな災害、熊本だとか、いろんな災害を経験されたところのお話を伺ってみてもそう。そのことは、本当に下の人からするともう大変なことになっちゃうんですよ。ですから、ぜひ区としてね、これはもう啓発の範囲になると思うんです、啓発というかね、宣伝の範囲になると思うんですけども、この防災の区としての方針の中には、ぜひ入れていただきたいということです。

それから、ちょっとついでにね、それともう一つ、これでいいのというのが、先ほど吉村

委員のほうから協定を結んでいる団体との現状はどうなっているのかというのがあって、年に1回メールで内容を確認していますというのがありまして、御答弁いただきました。率直に言って、それでいいんですかということなんです。いざというときの対応というのは常日頃から自覚しなきゃいけない。その上で、訓練ということを文京区はやっているわけじゃないですか、訓練ということをね。この訓練というのは、全く同じことが起きるかはどうか分からないけれども、日頃から準備をしましょう、心の準備もしましょう、できれば物の準備もしましょう、道具の準備もしましょうというのが訓練なわけでしょう。

で、名前出していいのかな、この間、いいよね、東京土建の方から伺いましたら、締結、協定は結びました。だけど、それ以降、具体的に何もありませんよね。例えば防災フェスタに呼んでいただくとかね、というのもないし、地域の訓練やっているところからもね、別に声もかかんないし、どうしようかねという声をいただいたんです。で、3.11のときでも、実際、町場は屋根が崩れたとかね、コンクリート塀が倒れたとかというのがいっぱい起こったときに、自前でどんどんどん協力していただいた方々がいらっしゃる団体ですよ。そういうところとは、やっぱり常日頃というか、せめて顔を合わせてこういう課題についてどうでしょうかねというようなことが私はあってもいいんじゃないかと思うんですよ。もうちょっとそれは、いや、お仕事大変なのは分かりますよ、分かります、それは分かりますけれども、そういうことを少しずつでもやっていかないと、何のために締結ね、協定を結んで、いざというときに協力を皆さんお願い、文京区民の皆さんお願いしますということがなかなか、ええ、具体的にどうなのということになっちゃいますから、ぜひお願いをします。

それから、最後、最後、東京都の場合は、これもそうなんですけど、富士山噴火に対する対応ということに、今、力を入れています。これは首都直下とか、首都直下型地震とか南海トラフとかというときの来たときのイメージビデオをつくったりとか、動画つくったりとかしていますけれども、東京都のほうも結構本腰を入れて動き出している。

○宮本委員長 浅田委員、富士山の噴火については一般質問でもよろしいですか。念のため、ちょっと整理させていただいて。

○浅田委員 あのね、ああそう。じゃあ、じゃあ、じゃあ……。

○宮本委員長 今の二つの……。

○浅田委員 いやいや、地域防災計画の中に……。

○宮本委員長 一般質問のときでよろしいですか。

○浅田委員 でね、これは東京都の中には入っているんですよ。東京都の中には富士山噴火っ

ていうのが入っていますね。

○宮本委員長 見たことあります。

○浅田委員 東京都がやって、あのね、東京都全体に降りかかる問題で、文京区だけ富士山の灰が降ってこないということはある得ないの。あり得ない。

○宮本委員長 それは、なので一般質問で取り上げていただければよろしいかと思えます。

○浅田委員 いや、これは、これはね、いや、違う、じゃあ、今日の御報告というのは、修正を加えたところでしょう。修正を加えたところであって……。

○宮本委員長 はい、見直しましたのでね。

（「重点項目に……」と言う人あり）

○浅田委員 で、災害というのは、あのね、だからそういう……。

○宮本委員長 はい。

（発言する人あり）

○浅田委員 あのね、災害——いやいや、公明党さん、分かるけどね。

（「いやいや、そういうことじゃなくてさ、委員長がさ……」と言う人あり）

○宮本委員長 ちょっと、じゃあ、一般質問でお願いしてよろしいですか。

（「委員長たてよう」と言う人あり）

○浅田委員 じゃあ、この災害の富士山の問題については一般質問でやるということにします。

○宮本委員長 はい、すいません。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○浅田委員 もう四分ある、まあ、いや。はい。

○宮本委員長 じゃあ、齊藤防災危機管理課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 まず、トイレ、マンションのトイレ対策の話ですけれども、確かに昨年度行ったマンションのトイレ対策セミナーの中でも、敷地内の地面が沈下してへこんでしまった場合というのは、やはりトイレは使えませんよというようなお話も講師のほうからございました。そういった、どういった形でなら使えるのか、もしくは使えないのかというところは、マンション特有の課題と、リスクというようなところで今後も周知啓発に努めてまいります。

○宮本委員長 横山安全対策担当推進課長。すいません。

○横山安全対策担当推進課長 協定に関する事で御質問いただきまして、先ほども御答弁させていただきましたが、協定締結団体とは定期的に協定内容の確認や修正を行っております。ただ、御指摘も踏まえて、防災フェスタなどのイベントを周知するとともに、出展の御意向

なども確認して、協定締結団体との顔の見える関係づくりをより進めてまいりたいと思っております。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、浅川委員お願いします——ああ、すいません。

（発言する人あり）

○浅田委員 いや、もう浅川さんかわいそうだから。

○宮本委員長 浅田委員、じゃあ、しめてください。

○浅田委員 ありがとうございます。あのね、防災課の方、区の皆さんはね、私は本当によくやっただいていると思うんですよ。思うんです。でね、ただ、3.11とか神戸もそうですけど、やっぱり新しく大きな災害が起こったときに課題がどうしても見えてくるじゃないですか。そのことを修正という形で足していく。それから、大学なんかでも随分研究がされていますよね。私もこの夏、勉強させていただきましたけれども、地震そのものの研究もそうだし、災害が起こったときにどうするのかというのがあります。だから、なんだ、災害が起こったときの廃棄物、あの処理についても、大学の機関なんかはもうあれでもう研究をしてね、どうやったら短期間のうちに処理ができるかというようなことを、分別から始まって、始めてるのね。ですから、そういうことをぜひね、この委員の責任でもありますけれども、ぜひ区の皆さんもそういうことにちょっと、何ていうの、アンテナをしっかりと張っていただいて、これから本当に一緒になって防災、災害対策というのをやっていきたいというふうに思っていますので、ちょうどお時間がよろしいようで。

○宮本委員長 ありがとうございます。

では、12時になりましたので、休憩に入りたいと思います。1時から再開をさせていただきます。再開後は浅川委員の質問からお願いいたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○宮本委員長 それでは、定刻になりましたので、委員会の再開をさせていただきたいと思えます。

浅川委員の質問からお願いいたします。お待たせしました。

○浅川委員 よろしく申し上げます。

まず、2ページのところ、1番の在宅避難の周知啓発についてですけれども、以前は住民にあまり理解されていないと感じていた在宅避難でしたけれども、やっぱり防災用品の配付

事業の文の京そなえて安心BOOKですか、これの全戸配付とアンケートをとったことによりまして、相当認知度が上がったのではないかなということをお大変評価しております。この取組の中で、先ほどあれですね、防災アドバイザー派遣事業、これについては先ほど宮崎委員も触れていましたけれども、私もその点ちょっと深くお話を伺えればと思っております。

在宅避難の訓練を実施というふうにありましたけれども、希望として、マンションの方が恐らく希望が多いのかなと思うんですけども、勇気を持って戸建ての人が参加しているのかどうかとか、あるいは町会単位で頼んでたとか、そういう具体的なものを伺いたいのと、あとは令和6年度の12件の訓練という、この訓練のそれぞれ場所によってというかね、関わる方によって違いがあると思うんですけど、その具体的な内容と、それから、このアドバイザーがどのようにこの訓練に関わっているのかということ伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 防災アドバイザー派遣事業につきましては、町会ですとかマンション管理組合の単位で申請をいただきまして、実際どういう訓練をやりたいですかというようなヒアリングをアドバイザーの方、させていただきながら、実際に結構高度な訓練をやりたいのか、実践的な訓練をやりたいのか、講座みたいな形にしたいのかということの落としどころを決めながら、計画をサポートしているというところでございます。

基本は団体さんが、町会ですとか管理組合の団体単位なので、個人でのところというのはなかなかないのかなと思いますけれども、内容としては、在宅避難訓練も含めて、防災の講座、一方的に教室形式で聞くような講座のスタイルから、ワークショップであったり、あと、訓練といっても簡易トイレのデモだったりだとか、AEDとか消火器の関係だったりだとか、そういったところも含めて様々な形で実施されているというような状況でございます。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 この訓練というのは、在宅避難ということで、実際に在宅避難をする場所でやっているのでしょうかというのは、ほかのところに行って講演形式で聞いている、講演というか講習会形式で聞いているというのはありますけども、それと、在宅避難で実際にその場でやるのとのギャップもあるのかなと思うんですが、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 実施する会場はそれぞれ事情によってマンションの敷地じゃない部分での集会場というところもあるかと思えます。ただ、なるべく在宅避難の重要性だったり

ですとか、具体的にどういうアクションをすればいいのかとか、その内容によってしっかりイメージがつけられるように、アドバイザーのほうとも連携しながら進めてまいります。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 すいません、もう一つ聞けばよかったんですけども、所要時間ってどのくらいを目安にやっていたらしゃるのか。すいません、先ほどついでにお聞きすればよかったんですけども、失礼しました。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 所要時間までちょっと具体的なデータというのはありませんけれども、一般的には、講座でいえば長くても2時間ぐらいであったり、訓練であっても長くても半日ですとか、そういった形かなというふうには考えています。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 詳しく説明していただいてありがとうございました。何か興味があるので、使わせていただければなというふうに思っています質問させていただきました。

あと、もう一つ、最後なんですけれども、ページでいうと、この4ページの5番、あと7ページの9番に関する事なんですけど、4ページ5番、7ページ9番ですね。

5番の備蓄の促進についてということで、本区では日常備蓄の重要性や購入費費用の助成、あるいは防災用品のあっせん等に努めていることは認識をさせていただいております。今後の方針の中に、災害に備えた具体的な行動を起こせるよう、より分かりやすい周知啓発に取り組んでいくことは大変いいことだと思っております。

また、9番のほうですね、防災啓発の資料等による啓発の中の課題ということで、この中で気になるのが、何に取り組めばいいか分からないということと、必要性は分かっているけども面倒に感じて取り組めない、防災対策に何とこの関心がない人も一定数いるということは、ゆゆしき事態かなというふうに思っているわけですね。特にこの全戸配付をして、それからアンケートをとって、逆にこれが分かったということが非常にいいことだったかなというふうに思っています。

備蓄促進の観点から考えますと、まず、家庭用の防災用品や備蓄品が多種多様で、どれを選んだらいいか分からないというような声を耳にします。それがストレスとなって購入を諦める方も少なくないのかなというふうには思います。もし具体的な日常備蓄が必要だと感じる場面に出くわしたときに、個々の家庭に応じた選べるメニューが紹介されれば、選ぶ側もストレスが軽減されるということで、必要とされる備蓄品の購入への、その購入へ進んでい

くのではないかなというふうに思う次第なんですね。例えばといってもいろいろあるでしょうけども、3日間というのはね、あるいは7日間というのはキーワードになると思うんですが、食料のセットメニュー、食料だけ買っても駄目でしょうから、水がなきゃいけないとか、いや、御飯じゃないよ、パンだよとか、いろいろあるんだけども、そういうのを選べるような枝分かれをさせて、こういうのがお勧めじゃないですかと選べるメニューとか、あるいは携帯トイレ、これもトイレだけあればいいってもんじゃないですよ。そういうことも、テントとか見えないようにするとか、そういうプライベートな問題もありますので、こういうののセットメニューで、こういう方にはこれがいいですよ、でも、こういう方はこういうのはどうですかと選べるみたいな。

あとは、もう一つ言えば、夜間の過ごすときのこの必需品ですよ。夜間って真っ暗になっちゃうので、じゃあ、何が必要か。この間もちょっと見てたら、スマホが充電できて40ワットですよとか、40ワットで何ができるんですかみたいなね。例えば1,500ぐらいあれば冷蔵庫をつけられるよとか、そういうイメージも、多分、何でもいからバッテリーを買っていけば何とかなるというのではなくて、そういう知識を高めるもののメニューがあるとね、非常にいいなということと、今まで買い渋っていた方が、あ、そういうふうにして買うんだという場面場面で買えるようになる。そのためには、すごく手間がかかるとは思うんですけども、区からの推奨メニューというのを提供をして、それで啓発を図ること、これも非常に大事な対策の一つかな。ここまで来て何年たっても同じ、その先に進まない方が進めることができないかですよ。いらっしゃるのも含めて、どういうふうにその方々に周知していくのかなというのもお聞きしたいんですけども。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 備蓄の啓発の部分につきましては、直近ですと昨年度のそなえて安心BOOKの中でも、やはり我々として伝えなかったことというのは、各家庭に必要なものというのは様々で、自分の御家庭に合った必要なものを皆さんで考えて必要なものを申し込んでくださいというような形にさせていただいております。やはり、そういった中で、我々もなかなか今までの伝え方というのは足りなかった部分もあるのかもしれないですけども、例えばあっせん事業のパンフレットのほうも、在宅避難に必要なものだけちょっと特集をしてみたりですとか、そういった工夫は続けてやっておりますので、今後もローリングストックの考え方も含めて、皆さんに本当に分かりやすいような情報提供の在り方というところはしっかり検討は進めていきたいと考えております。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 よく周知のときに、区民の方が興味のある方、あるいはよく御理解されている方はしっかりと自分で用意ができるんでしょうけれども、もういいやって、関係ないやとか、興味ないよとか、面倒くさい、そういうの取り入れるのはということは、やはりアンケートで上がっているということ踏まえるとね、例えばいろんなものが備蓄品としてずらずらと書かれていて、どれが大事なのか分からないですよ。例えば選ぶメニューつくるの大変でしたら、こういうものが、例えば食事だったらこういうのがありますよ。二重丸から始まって、三角ぐらいでもいいよというのとか、余裕があればそれしてとか、そういう分かりやすい取っつきやすいものにどうするか。できる人に言ってもいつでもできちゃうので、できない方々をね、先ほど言いましたけど、必要とは分かっているけども何か面倒だなとか、興味全くありませんとか、あとは何に取り組んだらいいか分からない、でも、二重丸書いてあれば大事だなって分かったりとか、何かそういう方向性も非常に、もう何年やっても同じような方が出ているということは、その方々を救わなきゃいけないのが我々の仕事かなと思ったので、ちょっと質問してみました。今後とも、もしお時間がある中でしかできないでしょうけども、そういう必要ないとか思っている方々をぜひね、その気にさせてあげていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○宮本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、たかはま副委員長、お願いします。

○たかはま副委員長 お願いいたします。一つ一つは短いんですが、8点お伺いしたいと思います。

まずは11番、避難所運営ガイドライン、東京都のほうとの整合性についてお伺いしたいと思います。現時点での国や都における指針の見直しに対応した区のガイドラインの見直しなんですけれども、これまでも本委員会でいろいろ議論がありましたように、避難スペースですとかトイレだとか、そういったところは私も重要な課題だなというふうに認識をしていますけれども、それ以外に全体を通して区として見直すべき部分を今のところどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

私としては、東京都のガイドラインの4番、管理栄養士の活用等により栄養バランスのとれた食事を適温で提供ということで、これすごい難しい課題ではありますけれども、一例として、給食センター等を活用した食料提供を確保ということが挙がっております。本区はもちろん給食センター方式ではないんですけれども、各学校の給食室を有効に活用できないで

しょうか、お伺いします。

それから、この夏に一般社団法人日本キッチンカー経営審議会さんと協定を締結されましたけれども、これの具体的な支援体制をどのように想定されているのか教えていただきたいと思います。防災訓練等への参加はどうでしょうか。区主催で、今後の総合防災訓練等の参加を検討されているというふうに伺いましたけれども、それだけではなくて、我々区民主催の地域防災団体の訓練にも炊き出しとして御参画いただけると、より参加者の幅が広がってくるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、避難所運営ガイドラインにつきましては、本区の避難所の運営指針をお示しするとともに、避難所運営協議会が主体的な運営が行えるように運営体制の確立であったり避難者援護、環境整備に関する標準的なマニュアルとして更新をしまして、その先は、それぞれの協議会の運営マニュアルの作成につなげていければというふうに考えております。

特に課題というのは、やはり東京都の八つの課題というのがやはり大きなところですがけれども、先ほどの避難スペースも含めて、トイレだったり、要配慮者対応だったり、ペットの受入れだったりというところは、都の指針との整合を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

また、給食の提供ですけれども、やはり国のほうでも災害時の学校施設の活用ということで、給食室なんかが使えないかというような考え方が示されております。ただ、具体的には、やはり給食室に整備されているものが果たして使えるのかとか、誰がつくるのかとか、費用負担をどうするのかとか、いろいろな調整事はあるのかなと思っていて、現時点で確実にここを使うというような考え方は持ってはおりませんが、国がそういった考え方を示してきておりますので、その動きにはしっかり注視はしていきたいと考えております。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 この8月に災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定をキッチンカー経営審議会と締結をいたしました。支援の内容といたしましては、避難所等における炊き出しの支援を区が要請すると、全国に、全国団体でありまして、大体2,500から3,000弱のキッチンカーが所属しているそうなので、我々の支援の要請に応えて、その台数ですとかを団体のほうで見繕って支援していただける。想定しているのが、大体、避難所開設から7日から10日ぐらいの頃に、毎食、キッチンカーというわけにはいかな

いので、一応、目安としては10食に1食ぐらいの頻度で提供できることを目指すというふうに団体からは言われております。

今年度の防災フェスタについては、今、参加を打診をしているところで、今、調整を行っております。また、個別の防災イベント等に参加できるかについては、今日、そういうお声をいただきましたので、団体のほうに伝えてみて、またフィードバックできればと思っております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 御答弁ありがとうございます。避難所運営協議会ごとにマニュアルをつくっていくという方針で、すごく理想的かなと思うんですけども、一方で、これまでも議論があったように、場所場所でちょっとそのレベル感が違うというところはやっぱり心配しているところなので、そこは今後チェックしていきたいなというふうに思います。

それから、給食室の活用についても、確かに内閣府から活用について指針というか示されてはいますけれども、ただ、本区ですぐにできるかというとなかなか難しいところが現実的かなと思います。ただ、今、課題も踏まえて具体的にお答えいただきましたので、学校のほうとは引き続き協議を重ねていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問なんですけれども、総合防災訓練、13番のところですね。今、キッチンカーの参加も打診しているという話がありましたけれども、出向くだけではなくてオンラインの防災、これまで2年前ぐらいでしたでしょうか、やっていて、あれも非常によかったなというふうに思います。先ほど宮崎委員の質疑で、参加されない方に対してシェイクアウトを行っているというような答弁がありましたけれども、在宅避難の促進という観点から、もう少し拡充して在宅避難の訓練というような形でやってはどうかというふうに思います。

台東区では、今年、防災士研修センターというところが講師となって、ホームサバイバルトライアルという考え方を講座としてやったというふうに聞いています。ホームサバイバルトライアルというのは、実際の在宅避難を想定して、例えば電気を消すだとか、水道使わないだとか、トイレもそうですよね、実際にやってみるといったところ、これは本区でも推進している在宅避難という観点からは非常に重要なのかなというふうに思います。ぜひ取り入れていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

続いて、17番の女性の参画というところで、昨年と比較して拝見しますと、安心して利用できるトイレや入浴の環境という記述が今年なくなっているんですけども、ここで何かお考えがあるのかどうかちょっとお伺いしたいというふうに思います。喫緊はトイレ対策だと

思うんですけども、その後の入浴と考えると、本区では銭湯もかなり限られてまいりますし、区としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、オンラインの防災訓練ということで、令和5年まで、それまで3年間、オンラインの防災訓練を実施をしております、そこは一旦、3年やったということで現在は行っていないというところがございます。御提案のようないろいろな訓練の在り方というのはございますので、いろいろなオンラインも含めて有効な手法というところは引き続き検討はしていきたいというふうに考えております。

また、あと、女性の安全というところですけども、避難所での女性の安全という面では、昨年度、警察4署と改めて覚書化させていただきまして、そういった避難所での安全対策というところの体制は強化をしておりますし、あと、本年度、防犯ブザーのほうも購入予定で、それぞれ安全対策というような環境はつくっていくというような状況でございます。

あと、入浴施設につきましても、国のほうが、今年、交付金のほうを出しております、それを活用しながら、本区でも仮設の入浴施設を数台、今年、買う予定となっております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。仮設の入浴施設、これは避難所ごとに数台というイメージではなくて、区として数台備えたというものなのかなというふうに捉えております。ただ、やっぱりかなり限られてきてしまうというところがございますので、既存の施設、例えばプールのシャワーをプロパンガスに切り替えられると温水シャワーが出るんじゃないかとか、できるだけフェーズフリーな既存の施設を有効に活用できるものが望ましいかなというふうに思いますので、どこかの防災の展示会でちょっと見かけたもので発言させていただきましたけれども、御検討いただければと思います。

続いて、19番の医療依存度が高い在宅療養者への支援というところで、これのバッテリーの持続時間が10時間以上のものが半数を上回ったということが書いてありますけれども、逆に言うと、まだ半分じゃないにしても、かなりの数がいらっしゃるところで、これに対応するのはどうしたらいいのかなというところを、方針としては引き続きといったようなことが書いてあるので、ぜひ御努力いただきたいなと思うんですけども、区としてもう少し災害時のバッテリーを確保しますよ、いざというときには安心ですよという方針が示せると安全・安心なのではないかなと思うんです。どなたかの質疑だったか、私、区民の声だったかちょっと、ざっと調べた限りは出てこなかったんですけども、そういった要望に対し

て、区では電源のキャパシティーがないのであるというふうな回答をしていたのかなというふうには私は記憶していて、ただ、そのバッテリーの充電って、さっき浅川さんもおっしゃっていましたが、1,500ワットもあれば家庭の機器全て動きますから、何とかならないものかな、いざというときは区のほうで守りますよというふうな発信ができないものかなと思います。いかがでしょうか。

それから、20番の備蓄のところで、トイレ対策としてトイレトレーラーはどうかといったところで以前もお話をさせていただきました。私は一例として、大きな公園、富士前公園ですとか、よく保育園の子どもたちがお散歩行っていますけれども、おっきいけれどもトイレがないといったところにトイレトレーラーを留め置くことで対応ができるんじゃないかといったようなところで、いろんな事例を御研究いただいているところなのかなと思いますけれども、トイレトレーラー、都の方針なんかも考えてみると、やっぱり必要なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、石沢委員のさっき意見を伺っていて思いついたんですけれども、石沢さん賛同されるか分からないですけれども、浅嘉町にトイレトレーラーというのがいいんじゃないかなと私ちょっと思ったんですよ。どうでしょう。道路が拡幅されたときには撤去も容易ですし、災害時の対応という意味でも、やっぱり本郷通りは帰宅困難者の方かなり通りますので、実用性という観点からはいかがでしょうか。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、医療依存度の高い方への電源の支援でございます。まず、この方たちにつきましては、訪看ステーションのケアを受けている方が非常に多いということを確認してございますので、まず、ソフト面といたしましては、区内だけではなくて区外の訪看ステーションにも呼びかけをして、在宅避難継続に向けた電源の確保ということでの訪看ステーションの方たちのスキルアップをやらせていただいているところでございます。

併せて、障害福祉課と連携いたしまして、日常生活——失礼しました、日常生活用具におきまして、インバーター発電機、あるいはポータブル電源、例えばインバーター機器につきましては、日常生活用具として給付をさせていただいております。

併せて、東京都も非常用電源の整備についての事業を実施してございますので、そういったものを周知させていただきながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 トイレトレーラーにつきましては、能登半島地震での活躍から大分注目はされているというところですが、この間、区のほうでもいろいろ検討は進めておりますが、やっぱり日常使いをどうするのかだとか、維持コストの話だったり、あと実際に人口が非常に多いこの都心区で持ったときの発災時の効果がどれだけあるのかというようなところの課題が多くて、現時点でトイレトレーラーを導入するという予定はございません。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 電源に関しては、いろんな対応をしてくださっているというのは私も承知しているんですけども、じゃあ、いざ発災したときに、電源が供給が欲しいですという方がみえたときに対応ができるかというところが知りたかったんですけども、そのあたりは区としてはいかがでしょうか。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 その辺につきましては、今後、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 あと三つ、これはちょっと研究成果をお伺いするだけなんですけれども、23番、26番、29番のところですね。

まず、23番の医療救護所で、先進的な自治体の事例として大田区等を見学したということがありますけれども、この事例の研究成果はどうだったのか、本区にどう生かせるのかお伺いします。

それから、26番で訓練の実施についてですね、これ、やると明記されていないので、かなりハードルが高いのかなというふうに思うんですけども、先日、世田谷区で開催されたと、帰宅困難者の訓練です、というのをお聞きしまして、本区でもできないものかなというふうに思いますけれども、その課題はどうかお伺いします。

最後が、29番のICTの活用について。いろいろこれまでも議論があって御研究いただいているところなのかなというふうに思いますけれども、その研究の成果はいかにかお伺いします。特に帰宅困難者のシステムが入って、人の流れが分かるようになったというふうに聞いていますけれども、それによってどのような対策ができているのか教えてください。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、大田区の実例でございますけれども、大田区と災害拠点病院に指定されている病院のほうで実施しました緊急医療救護所の運営訓練になります。こちらにつ

きましては、もう緊急医療救護所の運営に特化した訓練ということになっていきますので、参加者の方もあらかじめ決められており、かなり、設定もかなり現場に近い、現状に近いような設定でやっているというところもございまして、非常に運営の中で、今後、文京区のほうでその緊急医療救護所を整備していく中で非常に有益だったと考えています。具体的には、例えばトリアージについてはどのぐらいのスペースが必要なのかとか、あるいは、どんなものが必要なのかといったところ、あるいは、どういった人の流れなのかというところをつぶさに見ることができましたので、今後、今年度からもう既に緊急医療救護所の設置の協定を結んでいる順天堂医院さんとは、今、進めているところでございますが、そこでも具体的な議論ができていて、非常に有益だったというふうに考えているところでございます。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 帰宅困難者の受入れに関する御質問、訓練に関する御質問ですが、現在、協定締結事業者と帰宅困難者受入れ施設の基本運営マニュアルを策定に着手しており、策定後は他の協定締結事業者に波及をさせていきたいというふうに考えております。

帰宅困難者対策対応訓練については、他自治体の取組を視察し、今後の視察、今後の参考にしたいと考えております。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 防災DX、ICTの活用というところですがけれども、これまで、ここに記載のとおり、衛星通信機器、いわゆるスターリンクの導入を進めてきたりですとか、あと、水防災の監視システムも、この間、クラウド化をすることで少し機能上げたというところもございまして、また、あと東京都が提供する帰宅困難者対策オペレーションシステムというのがございまして、人の人流の滞留状況というのを把握することができるというところでございます。幸い、大きな地震とかがありませんで、それを毎日チェックはしておりますけれども、実際に発動したというところはございませんけれども、そういった環境の整備に努めているというところでございます。

あと、やはりほかの自治体でもLINEを使ったアプリだったりですとか、いろんなものが開発はされておりますけれども、費用対効果も含めて、今、いろいろと情報を集めながら研究を進めているというところでございます。

○宮本委員長 以上をもちまして、報告事項1を終了いたします。

続いて、報告事項2、令和7年8月3日からの大雨災害に伴う被災地支援についての御質問をお願いいたします。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。被災地支援ということで、今も派遣をされた職員の方が現地で頑張られていると思いますけれども、本当にまずはお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

いつも思うんですけども、協定自治体との連携ということの中で、日本国中、かなり多くなってきたと思いますが、協定自治体があると思っております。そうした中で、災害が起きたときにいち早く対応して、様々な救援活動、また、協力をしているということで、対応の早さに本当にすばらしいなというふうに思っております。

今回も熊本市と上天草市ということで、私もテレビでしか拝見していませんでしたけれども、大変緊迫した状況になったというふうに思わせていただいておりますけれども、今回のこういった事例に限らず、様々な地域で協定自治体が災害に遭ったときに、そういった対応をされているというところで、まずは最初の取っかかりというか、相手先との確認作業、連絡の取り方、タイミングですね、また、区長が直接やっているのか、その辺をまず教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 このたびの大雨というのは、実際、九州地方に被害があったというのは、8月の11日の未明から昼前にかけて、玉名市ですとか上天草市を含む熊本県内の7個の自治体に対して大雨特別警報が発表されました。実際はこの発表を受けて、我々のほうもかなり現地が危ないと、ではないかというようなところで、その日のうちに協定を締結する熊本市と玉名市、上天草市に対して、我々のほうから電話連絡などを行いまして、何かあれば連絡してくださいということで、支援要請の確認、有無というの確認が始まったというような状況でございます。その結果、熊本市と上天草市のほうから、ちょっと二、三日遅れてですけれども、要請、正式な要請の連絡がありまして、調整をしてきたというような経緯でございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。決して先方から二、三日遅れてという、遅れてではないと思うんですけども、初動体制ということで、非常に早急な対応をされているということで、非常にありがたいなと思わせていただいております。

よく言われるのは、困ったときに、確かに助けたい気持ちが先走ってあれもこれも、そし

て、いろんなことをこちらから先方さんに対していろんな支援の体制をつくったりということではなく、まずは、今、お聞きして確認しましたが、先方さんのお困り事、先方さんがどういう救援を求めているのかということをもまず聞いて、それから対応されてすぐ行くということで、非常にいいことだというふうに思っております。ほかの協定する自治体に対してもそのような取組をされているというふうに思っておりますが、ぜひそういった形で必要な支援をお願いしたいというふうに、緊急にですね、早急をお願いしたいというふうに思っております。

最近では、もう私の記憶では昔になりますけれども、3.11のときには、釜石市に職員を派遣して、恐らく1年近くか2年近くか行かれたんだと思いますけれども、もうすっかり現地の人と溶け込んで、東京から来たということで、釜石市さんの人は本当に喜ばれて、ありがとうございますということで、非常に感謝の念を聞かせていただきましたけど、そういったことで今回も派遣をされたということですが、熊本市に対しては期間中2名の派遣をして、天草市には2名、土木の、そしてうち1名は9月から1月、大体2名、2名ということになっております。この辺の派遣についてですが、ぜひ今後も様々な災害があったときには、その派遣も人的支援も非常に大切だというふうに思います。この辺の派遣の仕組みというか、例えば人数の要請が向こうからどれくらいお願いをされてきたのか。こちらもやっぱりマンパワーも限りがあるので、非常に大変だというふうに思っておりますが、その辺の調整はどのようにされているのかということをお教えいただければ。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の災害については、例えば熊本県の県のレベルで人の派遣というのは行っていたりもしています。県の職員が被災した自治体のほうに派遣される、また、県内の被災していない自治体から被災した上天草ですとか、そういったところへの派遣というも行われております。そういった県全体の派遣のスキームの中で、さらに足りないところというところを我々のような個別のお付き合いのあるようなところに要請が入ったのかなというふうには捉えております。

確認している事項としては、どんな業務に、何人、どの職種が、どの期間必要ですかというふうな、その情報を聞き取りながらですね。ただ、我々のほうもなかなかちょっとそういった対応がとれない、人の確保ができないですとか、そういった業務、例えば農地の被害だったりだとか、農地政策というのは文京区ないですから、そういったところはちょっと対応がとれないですとか、そういった調整をしながら今回の結論に至ったというような状況で

ございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。まずは県のほうから行くということで、非常に指揮体制が整えられているなということが確認をいたしました。

これは提案というか、いかがかなというふうにお聞きするんですけども、今後、様々なところでこういった場面が起きてくるときに、文京区も支援をするということでは非常にすばらしいことだと思うんですが、こちらも限りあるマンパワーでもあるということでもありますから、その辺の人の派遣について、例えば専門的な方がいるのかいないのか分かりませんが、担当部署のほうで例えば民間のほうにそういった会社があつて、企業があつて、事業者がいて、例えばボランティア団体支援者がいて、そういうところに文京区から依頼をして委託をしてもらって現地に行ってもらおうというようなことはいかがお考えかなということ、やれということじゃないですけど、そういった考えなんかはあり得るでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在の人の派遣というのは、やはり、区の職員、自治体同士の職員の派遣というようなところで調整はさせていただいております。ただ、例えば物資の輸送ですとか、そういったところであれば、当然、我々も協定を結んでいるトラック協会の協力を仰ぎますし、そういった必要なところは民間の力も借りながらということにはなりますが、職員の派遣というような中では、現状では区の職員の派遣というような形にさせていただいております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひやれということじゃないので、やっぱり文京区の職員が現地に行つてやられるということは非常に意義のあるということだというふうに思いますので、ぜひ現場に行く担当者にあたっては、気をつけて任務に当たっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと余談ですけども、先日、跡見大学の教授のですね、ちょっとお名前忘れちゃったんですが、ある方の災害についてのちょっと講演をちょっと聞きに行く機会がありまして、やっぱりいざ災害が起きたときに、きっと文京区の職員さんもそうだと思うんですけども、やっぱり公務員というマインド、気持ち、そしてまた、例えば災害ボランティアの人たちの皆様、そしてまた特に福祉施設に関わっている人たちも含めて、何かあったときには必ずもうやっぱり責任感がいつも以上に増して、何とか一人でも多くの方のためになりたい、助け

たいということで、いつも以上に気が張って、緊張感を持って、使命感を持って、特に公務員の方、ボランティアの方、やられるということなので、ぜひその辺も踏まえて、気をつけてやっていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 本当に被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、本当にテレビ報道しか分かりませんが、甚大な被害で日常生活も本当に困難を極めている状況でもございます。

そういった中で、相互協力の協定を締結している熊本市と上天草市に職員が派遣される、また、派遣されたということもございますけども、その経緯につきましては、今、山本委員からもありましたけども、今回は業務的には罹災証明の対応業務、それから上天草市は道路災害復旧事業というようなことで、なかなか、こういう言い方も失礼な、失礼かもしれませんが、特にこの罹災証明対応業務、いわゆる文京区でこれまで経験したことないことなので、ある意味、貴重な体験というかね、にもなるのかなというふうに、お手伝いということは非常に尊いことなだけで、非常に貴重な体験なのかなというふうに思います。そういった意味では、やはり実際に実務に携わって、庁内でいわゆるやってきた、何ですかね、現地の情報共有とか、どういった形でやってきたか、やってきたというようなことも、庁内の中で情報を共有することも大事なのかなと思うんですけども、その辺はどのような取組をされるんですか。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今回の、区民課のほうから1名派遣してございます。それも、罹災証明を担当している職員が直接行って対応してまいりました。やはり、最初3人、向こうの熊本の職員と3人で現場のほうを回って、証明書業務の様々なチェックをしたりとかというのを現場で1日20件から30件対応してきたというふうに聞いてございます。やはり今まで、自分の仕事としては、当然、それは自分の業務だと思って、そのやり方というのは分かってはいるんですけど、実際現場に行くとやっぱり違ったというのは、すごくそれは大きかったということで、戻ってうちの係の職員にそのことを伝え、今後の我々、仮にこちらのほうであったときにも対応ができるようにということで情報共有をしています。

第2週目のときは、罹災証明じゃない人間がですね、うちの別の係の人間が行ったんですけども、そこでは、そこは、その職員は受付業務を対応したということなので、いろいろ各

1日30人、40人窓口に来られる方の受付を対応したということで、そちらのほうもこういうことがあったということで、我々の中でも共有させていただいておりますので、今後ともそういうことがあれば、そういうものがまた活用できるのではないかというふうに考えてございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。やはり現場で行くのと机上でというかね、全然違うと思いますし、そういった意味で、行かれる派遣された方は大変だと思うんですけども、やっぱりそれもうまく活用という言葉がいいかどうか分からないんですけども、今後に活かしていただければというふうに思います。

罹災証明で思い出したんですけど、現場で違ったという話で、土地家屋調査士さんとちょっと懇談したときに、たしか罹災証明書を発行するお手伝いをする協定を結んでいるそうなんですけど、やっぱりさっきの話じゃないんですけど、実際にシビックと地域活動センターですかね、発行するのは。実際に、さっきの報告第1号じゃないんですけど、やっぱり協定を結んでるけど、実際に訓練を、訓練というかね、やらないと、やっぱり何が起きるか分からないし、自分がどう動けばいいのか分からないというようなことで、ぜひ地域活動センターと訓練をさせてほしいみたいな話もあったんで、今後、さっき言ったその年1回のやり取りの中で、やっぱりその協定先の人の意見もしっかり聞きながら、事前に訓練ができるところはやっぱり訓練をするのもやっぱり大事なことだと思いますし、その辺の対応も今後よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 まさに、今回、行って現地を見たというのが大きいので、そういうものを地域活動センターのほうにもうまく伝え、そういった訓練等ができればなどは思いますので、そこは、そういった形で今後検討していきたいと思います。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 定期的に連絡を行う際に、イベントの参加の有無ですとか訓練の参加希望の有無についても確認をして、協定締結団体とは連携を図っていきたいと思っております。

○宮本委員長 よろしいですか。

それでは、浅田委員。

○浅田委員 災害地への支援、本当にお疲れさまでございます。ありがとうございます。こう

ということが、やっぱり自治体間でお互いさまですから、やっぱり文京区としてもそういうのをスピーディーに対応できるということは本当に素晴らしいことだと思います。

その上で、災害が日本の、日本列島の中でも本当にもういろんな、雨だったり、地震だったり、頻発しているわけですけれども、自治体間支援、自治体間で支援をするということを、今、国のほうが準備を進めているというふうに聞いています。これは首都直下型であったり、南海トラフであったり、大きな地震が想定される中で、結局、遠いところからの自治体の支援よりは、近隣エリアからの支援の体制をつくろうということで、内閣府とか、それから総務省とかが中心になって、今、動いているようです。で、一例が能登の地震のときね、非常に交通の便の関係もあって、結局、福井であるとか富山、新潟とか長野、この辺が一番その機材含めて、あと人材含めて支援ができるという、そういう例も含めて、近隣自治体の自治体間相互支援っていったかな、という名前かな、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、がつくられている。

当然、じゃあ、文京区、文京区で災害が起きた場合と、近隣で起きた場合、近隣で起きたら今度は支援に行かなきゃいけないということになると思うんですけれども、その辺の、何というのかな、まだまだ今回の場合は、ほら、自治体間ですけれども、あ、自治体間というか文京区と熊本市という、こうね、その自治体間ですけれども、いわゆる近隣の相互応援体制というものが今後問われてくるというふうにも聞いていますが、その辺のことについての区として議論の現状というか、情報収集の現状というのはどのようになっているか、お願いいたします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 国が進めている考え方に沿って、具体的な議論というのはまだ区のほうでは行っておりませんが、こういった大規模災害があった場合ですね、例えば能登半島地震のときは、国が定める対口支援のカウンターパートのスキームで東京都も含めて動いたというようなところで、我々もカウンターパートが東京都は輪島市が支援団体というようなところでした。そこへの派遣を行ったと。そういった国ですとか、県ですとか、都のレベルでやる支援スキーム、協力の支援スキームに組み込まれる場合もあれば、専門的な支援というのは個別な、こういったコネクションを使って要請が入るという場合もございます。なので、我々そういった全体的に動くところは東京都の枠の中で動くことになるとは思いますが、個別にこうやって協定を結んでいるような部分というのは、やはり全国自治体、近い遠いというところもありますので、なるべく距離的なアドバンテージがあるような部分

については、そのアドバンテージをしっかりと生かせるような連携の仕方というところは、双方で検討はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ、ちょっとアンテナを高くしてお願いいたします。

それで、もう一件、今、誰だ、岡崎議員のほうからありました、実際行かれた方の経験を共有することなんですけれども、過去の事例を伺っても、文京区は3.11の宮城ですとかね、それから、これまでも熊本であるとか能登のほうであるとか様々なところに支援行かれて、あるいは清掃の方がね、何だ、熊本のほうに災害廃棄物の処理に当たられたりしたという話も伺っています。やっぱり課題というのは、せっかく行かれた方、本当にね、大変だと思います。本当にね、大変なお仕事をしていただいて感謝します。ただ、やっぱりお戻りになってから、その経験、ノウハウを共有というのを、できればね、形にしていきたいなというのがあるんですね。

というのは、先ほども言いましたように、いつ何どき今度は文京区が全面的な支援をする自治体に回るかもしれないということがあると思うんです。それと、もう一つ、その理由というのは、いろんな要請がある場合がありますよね。今回の場合は罹災証明であるとか、道路の復旧ということですけども、建物であるとか、土木であるとか、それから、場合によっては法律関係のことを求められるというのものもあるそうです。とかね、それから市民の方の健康相談であったり、相談というか、の対応であったりとか、あるいは高齢者の方、障害者への対応というような要請があったりもするそうです。ですから、ぜひいろんなことを学んできたことを形にして、もっと言えば、全庁舎としてね、全庁内として共有できるというようなことをぜひ御検討いただきたいということです。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回、熊本市などに派遣に行った職員からは、その対応した業務のことについてしっかり報告は受けるというような予定となっております。また、いろいろ被災地での状況というのはいろんなやはり課題がおっしゃるようにあると思います。派遣に行った職員というのは、与えられた業務のところしか見えてない部分もあるかと思うので、そのほかの部分につきましては、定期的に協定自治体との防災部門との連絡会なんかも行っていますので、ちょっと機会を捉えて、そこら辺の情報共有というところは努めていきたいと考えております。

○宮本委員長 よろしいですか。

続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうからは幾つかあるんですけども、まずは、本当に多岐にわたり被災地に出向いていただく職員の方々に本当に御礼を申し上げたいと思います。

そうした中で、まず一つ目としますと、職員自身、やはり慣れないところで仕事をしていくことになりますので、職員の、派遣されている職員自身の心身の安全や健康、管理に区としてはどのような担保というか支援をされているのか、ちょっと具体的にお伺いできればと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 熊本市の部分につきましては、1人1週間という短期の部分にはなりますけれども、上天草市のように少し長期の派遣になると、やはり勤務条件ですとか、そういうところを確認しながら、あとはヒアリングなんかも定期的なヒアリングなんかも行いながら、本人の体調ですとか、向こうの状況ですとか、そういうところの把握には努めていくという予定となっております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 そこが直属の上司とかに報告しなくてはいけないということではなくて、全く利害関係のない心理職の人とか、そういうところにも話ができるとか、そうした場もきちっと持っていただく必要性はあると思いますので、そこはぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがですかね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回、派遣先と文京区との派遣期間併任というような形にもなりますので、派遣先のほうにはそういった派遣された職員のケアというところについても申し伝えていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 先ほど木村課長のほうから、あちらで実際の罹災証明とかの発行を経験されたりとかするの、また文京区のほうに万が一のときに役に立つんじゃないかということ、本当にいいことだと思うんですが、その中で、ちょっと玉名市、あ、玉名市じゃない、上天草と文京区の罹災証明の申請の仕方を見てもいいですね。そうすると、非常に区のほうもとても写真つきだったりイラストつきで分かりやすいんですが、ただ、これが文字数が非常に多い。また、さらに、何というんですかね、必要な、例えば玉名市のほう、あ、上天草のほうですと、自己判定と、自己判定だとそれは一部半壊より以下のもの、未満のものじゃないと駄目

だとか出ているんですけども、例えば文京区だとその辺がちょっと、ごめんなさい、私の読み取り方だとなかなかまだ分からないのかなと思ったりとかしますので、そのあたり、さらに行かれた方だからこそ、より端的な文章の中で必要なものと書類の整え方が分かるように工夫していただくということは余地があるでしょうか。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 やはり、今まで我々は経験していないので、あくまでですね、例えば今までの書式が昔からのものであるとか、変わっていないとかっていうのは当然あると思うんです。なので、今回行かれた職員が向こうで行ってどんなことをやってきて、それをどういうふうを活用してきたか、また、その手続の方法もどうやって簡素化できるのかとか、そういったものも全部見てきていますので、そういったものを今後反映できればなと思っています。我々がいつそう起きるときに対応できるように、形を変えられるものは変えていきたいなというふうに思っています。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ知見を生かしていただいて、より分かりやすい形でお願いしたいと思います。

次にですね、今回は文京区側から派遣をしたということなんですが、協定を結んでいる自治体が、今、14あるわけですね。14の中で、やはり例えば災害が起こったときに、文京区内に災害が起こったときに、何よりも職員の方々も被災者である、その被災者の方々が、例えば文京区までたどり着いてもらうだけでも命懸けかもしれないし、一回家に戻るのもそれがなかなかいかなくても、もう本当に疲弊し尽くしていく日々になると思うんですね。そうしたことを考えると、先ほど罹災証明の話もありましたが、被災証明や様々なものを準備していかなくちゃいけない、ごみの問題もある、それから様々なものが出てくると思うんです。そうしたときに、1人でも2人でも事前にこの協定先と確実に必要になる人材は、協定の中で、例えばどこそこの市は罹災証明について2人は派遣してほしいと。それが1週間なのか2週間なのか分かりませんが、期間というのを想定したことをやっておくというのは必要じゃないかなと思うんですね。それは誰のためかっていったら、もう本当にこの役所の方々がまさに災害関連死、いやいや、その前に過労死になってしまうことを防ぐ最善の方法ではないかと思うんですけど、そこをちょっと御答弁いただきたい。

○宮本委員長 齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 区の受援応援計画の中では、実際に我々が被災した場合に、受援を要請する業務というのを既に定めております。その中では、どういう体制でやるのか、人数

も含めて一定の数を示しているというところですので、まずはその人員確保というところが、応援を要請する場合の最優先になるかと思えます。ただ、やはりカウンターパートを事前に決めておくというのは、先ほどの話じゃないですけども、今回も熊本県ですとか県のレベル、あと、国のレベルでもいろいろな派遣のスキームがある中で、事前になんか決め切るといことはなかなか難しいかなというふうには思いますが、協定自治体との連絡会ですとかお付き合いの機会もありますので、そういった体制の可能性についてはいろいろと検討はしていきたいなというふうには思えます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、マストで必要な人は、もう本当にそこはカウンターパート以前の話だと思うんですね。その数が決まっていて、これだけの応援はいただけますよということが分かっていたら、そこの先は文京区の中の職員の方々に少しお休みいただいたりとか、いろんなめどが立っていく部分だと思うんですね。なので、そこは、ほかにも東京都からこれだけ来ますよというのは、そこは先だとしても、まずは文京区内でこれだけは自力で確保できるというのが必要だと思いますので、ぜひ職員の方々の命を守っていただくためにもよろしく願います。皆さんの命を守ってこそ区民も守られていきますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、私がすごくなぞだなと思ったのが、この熊本市、玉名市、上天草市に大雨被害の義援金、これが8月の21日からなのかって思ったことが一つあるんですけど、まあまあ、そこは置いておいたとしても、何でこの、そのほかのところに、社協もやるんですよね、これ、義援金。何で区と社協一緒にならなかったのかなということが非常に分かりづらいと思うわけですよ。どちらに出せばいいのかなって、区のほうの義援金に出せばいいのか、社協のほうの義援金がいいのか、何か、え、両方にしなくちゃいけないのかなって、何かちょっと分かりにくくて……。

（「気持ちで」と言う人あり）

○海津委員 いや、気持ちはそうかもしれない。いや、でも、なぜそこが一本化を、私は一本化したほうが分かりやすかったと思うんですけど、なぜなのかが知りたいので教えてください。

○宮本委員長 齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 社協でやっている、社会福祉協議会でやっている義援金のスキームは、向こうの被災地の県のレベルの共同募金会が義援金の活動を開始していると。そこを受

皿にしたことということで聞いております。なので、今回で言うと、熊本県の中のどこの自治体に義援金が配分されるかというところは、県の中で配分されていくというような状況になっているというふうに承知をしております。

ただ、一方で、この区民部でやっている義援金のスキームは、そうではなく、協定を結んでいるところにダイレクトに義援金を届けられるような仕組みとして、別の仕組みでやっているというような状況でございます。

○宮本委員長 海津委員——あ、木村区民課長。

○木村区民課長 今、防災課長の、防災危機管理課長からお話ありましたけども、区民部のほうでやっているこれは直接ですね、この熊本市、玉名市、上天草市にいただいたものを配分してお送りするというもので、直接的な対応ができるというところがございます。もう一点、こちらには記載ないですけども、日本赤十字社のほうも熊本県と鹿児島県のほうに募金活動をしています。そちらのほうを、最初、我々もそちらを考えたんですけども、そうすると、我々提携自治体のところに行く配分がはっきりしないというのもあったので、今回、できる限りこの直接ですね、この3市にお届けしたいということで、この形で対応させていただいたということになります。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今、お話聞くと分かるわけですよ。何でここに書いてないのかなと思うわけですよ。何で……。

（発言する人あり）

○海津委員 いやいや、それとっても大事なことですからね。私たちが出したお金がどこに届けられるのかというのはすごく大事だと思います。私は例えば熊本市では4年間生活、子育てとかもやってきました。初めてあそこで子どもを産んできてますので、熊本市に直接届くんだったら、ああ、じゃあ、区のほうの義援金かなって思いますし、ああ、でも熊本県全体にも恩は感じているので、じゃあ、社協にも入れるかなと思うかもしれない。だから、やはりそのところが非常に大事だと思うんですよ。やはり区民に対してどういうふうにお預かりしたお金をどう使うかというのは行政として説明は必要だと思いますので、今後、お願いをしたいと思います。

それから、今回は社協と区の連携ではないということは分かりました。なので、だとすると、これは別々の報告があるということなんですかね、こういうふうな義援金が集まり、そしてこのようにしてというところで、熊本市、玉名市、上天草市というほうにどういうふう

にしたのか。そして文京区として、ああ、文京区はそれやってない、こっちは県のほうにこうした形でというふうな報告をいただけるという理解で、それぞれからいただけるという理解でよろしいんですか。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 社協のほうはちょっと私ども分かりませんのでお答えできませんけども、私どもの分については、この後、12月26日まで義援金募集しておりますので、それが終わった後に、被害状況に応じた配分を決めて、この3市のほうに義援金のほうをお送りし、それはまた後にこういった形でお送りしましたということをお報告させていただきたいというふうに考えています。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、皆様から義援金集めていくことですので、そこに対して明確な使途という報告はいただけますようお願いしたいことと、社協と書くのであれば、その違いはこれからはぜひ丁寧に御説明をいただけますよう重ねてお願いをして終わりにいたします。

○宮本委員長 続きまして、石沢委員、お願いします。石沢委員——なし。はい。

それでは、吉村委員、お願いします。

○吉村委員 今回は早急に御対応いただきまして本当にありがとうございました。

それで、先ほどから皆様、皆が質問しておりますけれども、委員の方々が、罹災証明書の対応業務などについての経験は持ち帰っていただけるということで、そちらは貴重なこちらの資料、資料じゃないですけど、内部での、実際に発行をするときに皆様やったことが実際にはないので、イメージも湧きやすいですし、そういったことは協定締結団体さんとかにもぜひ共有をしていただきたいと思いますし、先ほど岡崎委員も言っていましたけれども、土地家屋調査士さんは、多分、現地の調査をして、そして窓口対応は行政書士会がやったりとかすると思うんですけれども、そういった地活とかでいろいろ受付をするということで、行政書士会とかも実際に訓練というか実地でやってみたいということも言っていたので、そういう団体同士も連携をして、ちょっと一回やれるといいのかなと聞いても思いました。なので、そういったものもぜひよろしくお願いしますというところと、あと、罹災証明書の申請についてなんですけれども、ホームページでも拝見していますが、LoGoフォームを使ってネットでの申請もできるんですけれども、あと、申請に必要なものとしては、その場合、代理人による申請の場合は委任状が必要なんですけど、例えば地域活動センターとかだと専門家の方々が窓口で、多分、協定の影響で来ていただいて、実際発行していただけるんですけれ

ども、そうじゃない方とかで、例えばネットで自分でやる場合には委任状というのがここにフォーマットが載っていないので、委任状をつくり慣れている方とかはどんな形のものかというのはいまはぱっとつくり、委任状をつくれると思うんですけども、一般の区民の方とかで例えば住民票をとったりとか戸籍謄本をとるとかでも、委任状ってどういうふうに書くんですかとか、大抵は区が用意しているじゃないですか、フォーマットを。でも、このホームページを見ると委任状が用意されて、フォーマットがここには載っていないで、LoGoフォームを今開いたら、それを写真で添付するような画面にはなっていますので、ぜひ委任状とかもここに一緒にフォーマットとして載せていただけたら、より、申請する方が困らないとか、と思いますので、ぜひそこもよろしくお願ひしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 その辺、ちょっと不備があったということでございますので、こちらのほうでそこを改めさせていただきます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 いや、不備があったとかではなくて、ここで別に委任状は別に、多分、自由形式でつくって、内容がちゃんとしていけば別にフォーマットなんか要らないんですけども、ただ、フォーマットとかが浮かびづらい方もいるんじゃないかなというプラスアルファでやっていたらありがたいということですので、よろしくお願ひします。

以上です。

○宮本委員長 よろしいですか。

以上で——あ、すいません。そうでした。

たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 御報告ありがとうございます。先ほど来、質疑があったように、災害支援、実際に現地を見て動いてみることによる知見の蓄積というところは大変意義あるものかなというところで、御尽力いただきましてありがとうございます。職員の皆さんで見てきたものを共有されたということですけども、ぜひ区民の方にも分かりやすく実績を報告していただきたいなというふうに考えております。

千葉県のが台風災害のときにも、何か資料をつくられたのかなと、私、記憶しているんですけども、そういったような形で、例えば防災フェスタ等でパネル展示を行ってはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の被災地支援についての区民周知というところですが、この件が決定したときにですね、ホームページですとかプレスリリースも含めて周知はさせていただいております。また、あと派遣の中身、業務の中身の伝え方というところは、少し派遣した職員も、先ほどの話じゃないですけども、限定的な業務に携わっておりますので、どれだけできるかというところは、今後、検討はさせていただきたいと考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。恐らく区民の方にとってはすごく心強いと思うんですね。助けに行くし、いざというときには本区も助けてもらえるかもしれないというところ、そういった自治体間のつながりというところは非常に重要なと思いますので、何かの機会を捉えていただけるとありがたいです。

次に、これも先ほど質疑があったのでちょっと重なってきますけれども、人選をどのように行ったのかというところをもう少し詳しく聞きたいなど。手挙げ式でやるのか、あるいは、あらかじめ何らかの計画で選定しておくのかといったところを教えていただければと思います。受援応援計画では、男女平等参画の視点から女性を含めて応援者の派遣を検討するとありますけれども、今回の派遣に当たってはどのように考慮されたのか教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まずは人選の部分につきましては、まずは向こうが求めている業務ですね、業務に対応できるかというところですか、あと、やはり1週間から長くて半年というところになりますので、そういった対応がプライベートも含めてとれるような職員というところで人選をしているというところでございます。

今回、いろいろ人選をする中で、我々のほうも、当然、男性だけではなくて女性というところも含めて人選をしたというような結果ですけども、結果的に今の熊本市への人選というところは男性だけというところになっているような状況でございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。その人選に当たって、例えば、もう上司から行けと言われてたので本当は行きたくないんだけど行かされるとか、逆も考えられるんですよ、私は経験を積みたいという前向きな思いがあったとしても、日々の業務もあるし、あるいは肩をたたかれなかったので行けなかったなんていうこともあるのかなと思うんですけども、

これ非常に重要な機会ですし、貴重な経験でもあるんですけども、どうやって選ばれたのかというところをもう少し詳しくお聞きできますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々の状況で言えば、やはり派遣期間が決まって、防災危機管理課の中でも1名ずつ出すというようなところの情報提供する中で、本人から行きたいというような申出もありますし、私のほうから声をかけて、ぜひ行かせてくださいというような回答いただいたというようなケースもございます。ただ、やはり、なるべくその負担にならないようにですね、しっかり我々の、本来、防災を担う職場の本来のミッションでもありますので、そういった貴重な経験になるというような話はさせていただきながら人選をしたというところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 分かりました。念のための確認でしたけれども、間違いのない御答弁がいただけてよかったなというふうに思います。

計画のほうでは、見直しというところで最新の知見を踏まえて随時見直していくというところがございます。今回だけではなくて、これまでの経験を生かして、それから協定締結先との関係性も踏まえて、内容の見直しというところは随時必要かなというふうに思いますので、今後、議論させていただければと思います。

以上です。

○宮本委員長 以上をもちまして、報告事項2を終了いたします。

○宮本委員長 一般質問に入ります。

一般質問は、5人の方から13件ございます。

それでは、初めに、山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。すぐ終わります。

あれです、災害関連死について、今、どの辺まで進んでいるのかなということで、いろいろ進めなきゃいけない、また、決めなきゃいけないことがあると思うんですけども、まず、現状を教えていただければと思います。

○宮本委員長 災害関連死の……。

○山本委員 災害関連死の認定するのに当たって、自治体で弔慰金だとか決める、あれ、今、やることになっているんですよね。

○宮本委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 規定に基づいて、もしそういうようなことがあったときには実施させていただくことになってございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 もうこれスタートしているということでもいいんですか。そうですね。

○宮本委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 はい。災害弔慰金に関しましては、実施を進めているところでございます。実施しているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 すいませんでした。調べれば分かるんだと思いますけども、その辺の各他自治体に比べて、文京区が独自の何か規定を設けたとか、また、さっき言いましたけど、弔慰金などの金額だとか、その辺は定まっているのでしょうか。

○宮本委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 他区のちょっと自治体については、今、手元に資料がないんですけども、災害弔慰金としましては、支給の対象になる障害を得られた方には、主たる生計維持者の方は250万円、その他150、125万円を支給しているとともに、災害弔慰金——そうですね、ということで、主たる、訂正いたします、災害弔慰金としましては、主たる生計者が亡くなられた場合には500万円で、その他の方が死亡なさったときには250万円を支給しているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 大体、他の状況と同じようなことだということでありがたい。ぜひ対象者が出たときには、迅速に審議会等で諮られるのかと思いますけれども、認定ができるようお願いをしたいというふうに思っております。

ちょっとさっき二つって言ったんですけど、1個目終わりで、二つって、もう一個ちょっと増えちゃったんですけど、いいですか。

○宮本委員長 はい。

○山本委員 さっきちょっとこれ紙が出てきちゃって。1号、資料第1号のところちょっと聞けばよかったんですけど、トイレの問題で、各委員からいろいろと、いろんな課題が多いんですけども、トイレは非常にその中でも、今、タイムリーと言ったら失礼ですけども、話題が大きくなるような問題だというふうに思っております。私もさっきもお話ししたんです

けど、跡見大学の先生のお話を聞いたとき、初めて見ましたよ、大画面で。ちょっと汚い話ですけど、トイレが詰まった状況を絵で。本当にこれ大変な、使用禁止にトイレがなくなっちゃうんですよ、どんどんね。どういうことが起きるかという、その先生方が言うにはですね、みんなトイレに行かないように御飯を食べなくなるそうです。そういったことで、先ほどのね、災害関連ということにも近づいてきちゃうんだと思うんですけども、非常に大変だということで、そのトイレのいろんな考え方、対応の仕方あると思うんですが、皆さんがおっしゃったことはもちろんそうであります。ということの中で、仮設トイレ、防災協定、災害協定などで民間の何とかリースですとか会社から契約をしていると思うんですけど、その辺の確保の状況というのは、安心できるような状況になっているのかを確認したいんですが、どうでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 災害協定の中で、民間事業者と協定を結んで仮設トイレを各避難所に最大5基ということで、最大5基、5基ずつ各避難所に配置するというような協定の内容にはなっております。ただ、一方で、やはり先ほどのトイレ、東京トイレ防災マスタープランではないですけども、どれだけ災害用トイレの空白地帯を解消していくかという考え方も今後、見ていかなければいけませんので、仮設トイレのほか、携帯トイレですとか簡易トイレの備蓄状況、また、あとマンホールトイレの整備状況なども踏まえて、今後、適正な配置については検討していきたいと考えております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひお願いします。そうですね、だからマンホールトイレですとか、トイレの問題に関しては、水がとまっちゃったらもう最悪、最後なんで、そういった意味では携帯トイレですよ、これをいろんな支給の仕方あると思いますが、ぜひ私のほうからも推進をしていただきたいというふうに思っております。

三つ目なんですよ、本当の二つなんですけど、三つ目なんですけども、湯島で防犯パトロールってやっています、正式な名前は客引き防止パトロールっていうんですかね。

（「環境浄化パトロール」と言う人あり）

○山本委員 環境浄化パトロールか。ちょっと、今、部長がこっち見ちゃっていたんだけど、ここじゃなかった。環境浄化パトロールということでやっています、月に2回やっているんですよ。それで、そちらのお二人も、あちらの職員の方も、毎回毎回御参加していただいて、一緒に湯島地区を警察の方たちと回っていただいて、本当に素晴らしい取組だとい

うことで、私も最近加わらせていただいて、岡崎先輩ですとか、浅川さんとか、一緒にやらせていただいているんですけども、数を数えると、もうすぐ500回ぐらいになるということで、非常に歴史のあるすばらしい取組を地域の方がなされているということで、せっかくですから、この500回に向けて何か500回記念じゃないですけども、何か、鶴沼さんが鼻で笑っちゃいましたけど、何か区のほうで、まあ、ここで言う話じゃないかもしれませんが、何か計画はしてないのかなと思ひましてですね。

よく年末に上野署と合同でやるときに100人ぐらいで一緒にパトロールやるんですけども、そういったイメージというか、何か規模的なものですか、テープカットはないか、何かないかということで考えているかどうか、お聞きしたいんですけど。

○宮本委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 防犯に関する事なので、本来、ここでちょっとお答えするものではない部分もあるかと思ひますけれども……。

（発言する人あり）

○榎戸防災危機管理室長 はい。私ども所管のほうで日頃から防犯パトロールをやっていることは、委員御指摘のとおりでございます。湯島のほうは継続して取り組まれていて、今、490を超えているところでございまして、11月で500回を迎えるというところはお話を伺っているところでございます。せっかくの御提案ですので、500回、もともと地域の方主催で、せっかくの500回の節目ですので、大々的な何かやりたいというようなお話を耳にしているところでございますけれども、区としてもしっかりと協力しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

続きまして、浅田委員。

○浅田委員 いっぱいあるんですが、二つといった関係で、富士山の関係は次回30分ぐらいちょっとやります。

ちょっとタイムリーかもしれないですけど、二、三日前に、ほら、三重県のほうで大雨が降って、車が水没したという話があるじゃないですか。地下駐車場に車があってね、三重県のほうでは274台という公表なんです、あ、四日市か、なんですけれども、文京区だって本当に集中した雨が降ったら、都市型水害、これは可能性あって、民間もちろんなんです、文京区の関係の施設においても地下駐車場がありますよね。これシビックだってそうですよね。でね、そうなったときの、今、いろんなちよっと議論されているみたいですけど、責任

性、安全管理、安全管理の問題と補償の問題というのがやっぱり出てくるそうなんですよね。もちろん、そうならないための施設、施設にするということが大前提なんですけれども、ちょっとこれについては急な話でね、ちょっとすぐ答えくれとは言いませんけれど、ちょっと御検討をいただきたい。これが一つです。これは後でまとめていただければいいです。

で、質問二つ目。避難所運営、ちょっと最初に漏らして申し訳ない、ちょっといろいろあって忘れちゃった、避難所運営における、何ていうのかな、在り方について質問いたします。これ、私の問題意識は、先日、八中で訓練がありました。これは年4回ね、8年をかけて回るというあのやつですよ。そのときに、キットというのを基にして、それに沿って受付に始まり、いろんなブースをつくったりとかね、そうやっていくという一つの、何ていうのかな、ルールというか決まりごとに、これにとにかく沿ってって、あとはそれを修正しながら、利用される、訓練される自治体、町会が修正しながらやっていきたいと思いますということなんです。それはね、分かります。ただ、災害、それから本当の大きな災害が起こったときの避難所というのは、なかなか決められたルールとか想定したものとか離れることのほうが大きいわけですよ。いろんなことがもう想像し得ない事態、いろんな意見、声の大きい人もいれば、もっと違う、もうとにかくあらゆる一般的な訓練だけでは対応し切れないようなことが常に起きるといふふうに言われています。

で、今回の八中で行われたときに、8年前、8年前にうちの町会のほうから参加した町会のほうから、じゃあ、自分たちで炊き出し訓練をやってみようということで提案したんです。そうしたら、うん、それはいい提案ですね、じゃあ、次回ぜひお願いしますって8年前に言われたわけね。今回、また同じように避難所運営訓練があって、よし、じゃあ、今度、うちの町会でレトルトをあっためるだけじゃなくて炊き出しをやってみよう、うん、それはいい提案ですね、次回お願いしますというふうになるわけですよ。つまり、何でもいい、何でもっていうんでちょっと語弊あるんですけど、避難所運営訓練というのは、もう自分たちが、まず自分たちで一つでもいいから工夫したりしながらこのことを決めて、オリジナルでもいい、やっていこうというのが私は避難所運営の基本だと思うんですよ。ですから、型にはまったものやっってくださいというふうに、どうしても今の訓練というのはなっていて、オリジナルで自分たちで考えて自分たちで支援、支え合うという、そこにややちょっと、何というの、違いとは言いませんけど、不十分さがやっぱあるんじゃないかなと思うんです。もっとその主催する町会さんが工夫する、自分たちでやるという方向にちょっと持っていくような、そういう議論というのは、議論というか、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかが

でしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の避難所運営の在り方ということで御意見いただきましたが、避難所運営訓練、我々がやる避難所総合訓練では、やはり御指摘のとおり、開設キットを使った開設運営訓練というのは、誰でもできる手順が書かれているということで、一つパッケージみたいな形で訓練のプログラムに入れさせていただいております。

そのほか、やはり訓練実施までに協議会の中でこんな訓練やりたいというような声は当然上がってきていて、限られた時間ですけれども、可能な限り実現できるように努めているところでございます。例えば、本郷小学校ですとか六中の訓練では、要配慮者の対応訓練をやりたいというようなお声があったりですとか、あと、小日向台町小学校の訓練でも、やはり町会が独自で有志の方たちが在宅避難のPRをしたりですとか、そういったところは我々のほうも、極力、協力はさせていただいているところでございます。

ただ、どうしてもそこで全部を拾い切れない部分というのがございますので、そこについては、しっかりもう少し議論が深まったりとか、テーマを変えてもう少し実践的な訓練をやりたいというような声があれば、翌年度でも、翌々年度でも、協議会が主体的にやる訓練の中でしっかり実現していければいいのかなと思っていますし、区としても、そこに対する必要な支援というのはしっかりさせていただきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 ちょっと待ってくださいね。風水害の御質問もありましたね。地下駐車場の。寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 シビックセンターの浸水対策でございますが、令和2年度に外部出入口に止水板を設置するためのガイドレールを設置しております。また、昨年度におきましては、1階カフェテラスのガラスを強化ガラスに改修する工事も行っております。これによりまして、水害時におきましても、地下駐車場への浸水被害は軽減されるものと認識しております。なお、止水板の高さですが、これは1メートル強の高さでございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 シビック以外もありますので、ぜひ対応をお願いします。それは分かりましたから、シビックセンターは分かりましたから、ぜひお願いします。

一番ちょっと言いたいのは、いや、やっているというふうにおっしゃいますが、おっしゃいますが、受け止め、受け止めというのは、実際に避難所運営に参加をする、主体的に参加をする当該の町会さんの声を伺うと、伺うとね、やっぱりあれは区がやってるんだよと。行

きやいいんでしょうと。行って何やんの、ああ、これねって、こう班分けられてね、というのが受け止めとしてはやっぱりそうなんです。そうなんです。むしろ、その自分たちが本当にいざというときに、いざというか大きな災害が起こったときに、自分たちで工夫するかというようなことについて、やっぱり議論、認識は私はちょっと距離はあるなというのを感じています。

例えばということでいうと、ほら、指定された町会以外の方が来た場合、どうするんだ。帰宅困難者の方が来たらどうする。それから、他区の方が来たら、八中だったら台東区なんてすぐそばですからというような話になったときに、やっぱりここはうちの町会、三つの町会だけでしょうという——ああ、違う、三つじゃない、あそこは二つだね、のことをおっしゃる方もいるんですよ。いやいや、そうじゃないんだよ。来た方は全員受けるんですよという話はもちろんしますよ、しますよ。しますけれども、やっぱりね、なかなか本当の意味での災害が起こったときというのは、これは大変になるんじゃないかなというのはやっぱり常に感じるんですよ。感じるんです。ですから、そういうことも含めて、もうちょっと在り方というのは考えられないかなというふうに思うんですよ。

もう一つね、一例でちょっと長くなりますけど、ほら、これは3.11の平、いわきの平工業高校の避難所での経験ですけど、朝令暮改という言葉がね、朝令暮改、これは朝決めたことを、その避難所でね、決めたことを、夜には変えるって、ひっくり返すということなんですよ。これは避難所ではもうあって当たり前のことなんですよということをおっしゃるわけです。だから、何が起こるか分からないね、想定外のことが起こる、来るものが来ない、あるいは多く来る、あらゆることが起きる、そのときに臨機応変にみんなで議論して自分たちで判断して変えていこう、決めていこうと、それも避難所ではオーケーだよという話なんですよ。それが、そういうことも避難所訓練ということでは問われるんです。もっと言えば、自分たちで考えるということが問われるんだということなんです。だから、そういうことを区民の方にやっていただくための工夫、努力というのは私はね、今までどおりだとちょっとどうなのかなというのを感じていますので、ちょっと御検討のほどをぜひお願いします。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からもちょっと、豪雨災害のことでちょっとお聞きしたいと思います。

1点目は、東京都の下水道局が、千駄木の駅の周辺と、それから湯島エリア周辺で、雨水

排水能力の増強工事というのをを行うと。それで、これはうちの都議会議員の福手都議からの情報提供なんですけれども、下水管にSPRというものを巻いて、それで中に被覆して下水の流れを行う工事だそうです。そうすると流量が増えるというか、流れがよくなっていくということだそうなんですけれども、去年の7月の31日に、いわゆる豪雨が発生して、千駄木五丁目では区の雨量計で総雨量が101.5ミリになったと。それで、例えば根津交差点のマンホールでは水が吹いていたとか、千駄木三丁目の不忍通り沿いの商店では店の中に入り口ぎりぎりまで水が来たとか、こういう声なんかも聞かれて、それで区も集中豪雨のこのときは被害見舞金というのを支給して、これには汐見地区で2件と駒込地区で1件というようなことだったんですね。ちょうどその1年後ぐらいにこういう工事が行われて、下水の排水能力の増強ということが行われるわけなんですけれども、こういうことをやることによって、どうなんでしょう、こうしたかつて起こったような千駄木とか駒込、本駒込エリアでもかなりの豪雨降りましたが、こういったところの水害というのはどの程度軽減されるのかとかいうことを、区としては下水道局なんかに照会しているかどうかとか、ぜひ聞いていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点の今の状況の把握はいかがかということをお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 今、御指摘いただきました東京都下水道局による工事につきましては、その進捗状況ですとか、それによって得られる効果などについて、現時点で具体的な情報交換をしているわけではありませんが、文京区の下水道対策ということで、日頃、下水道局とも様々連携しておりますので、その中で情報というものは必要に応じて収集して、収集していきたいと考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ぜひこの、今、最近でもかなり豪雨がやっぱり多発していますので、やっぱりそういうところで、こうした対策がどの程度効果があるのかとか、そういったこともぜひつかんでいただいて、それはぜひ私たちにも共有していただきたいなというふうに思います。

それから、今、浅田委員からもありましたけど、私もちょっと地下駐車場の件がやっぱり気になっていまして、目黒区は時間当たりで134ミリの数日前の豪雨でやっぱり降ったわけですね。で、品川区では立会川とか目黒川が氾濫したということで、半地下のゴルフ練習場が水浸しになったとか、三重県では今でも100台ぐらいの車が出せなくなっているとか、そういうことはありましたけれども、こうした、何ていうんでしょう、134ミリとかですね、

時間雨量、これだけの雨が降ったとして、このここはどういう状況になるのかとかいうのは御説明いただけるでしょうか。どうでしょうか。大丈夫かということも含めて。

○宮本委員長 排水能力がどうで、大丈夫ですかという。具体的に言うと、この千川通りということですか。

○石沢委員 この一带、このシビック周辺の。

○宮本委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 先ほども御答弁申し上げましたが、令和2年度にシビックセンターの浸水工事を行っておりまして、そのときに設置した止水板の高さが約1メートル強でございます。文京区の水害ハザードマップにおきまして、シビックセンター周辺の水深というのがおおむね1メートル前後というふうに把握しておりますので、まず、ハザードマップ上の水深ということであれば、水害に関しましては、浸水に関しましては、被害が軽減されるものと認識しております。

○宮本委員長 よろしいですか、石沢委員——はい、以上ですね。

それでは、海津委員。

○海津委員 私のほうからは幾つか、四つあります。

まず一つは、トイレというところでお伺いしたいと思うんですけれども、トイレに関して、例えば、今、改築や改修が進んでいるところですけど、避難所にもなる学校の改築・改修に関して、防災課としては、きちっとトイレ、誰でもトイレのところに介助用ベッドをちゃんと要請しているんでしょうか。例えば、あそこの、今、日向台町小学校の基本設計が一番直近で新しいと思いますけども、ここのところの誰でもトイレのところは、ちゃんと介助用ベッドが設置されるようになっているのか。あと、例えばあれですよ、人工肛門使われている方とか、そういう方にも対応ができるようにきちっと整備されているのか。それと、この1階のところにあった地下なんですよ、地下のところだとすると、よく車椅子の方々が言うんですが、何で自分たちはいつも、まあ、男女共用はいいけれども、何で1か所しかないんだと、遠くまで行かなくちゃいけないんだというふうなお声からすると、例えばここのところに2か所ちゃんと整備するとか、そうした時代に合ったユニバーサルデザイン的な考え方をちゃんと設計に当たって防災課として伝えているのかというのが1点目。お答えください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 学校の改築に当たりましては、防災機能というところのリクエスト

は教育委員会のほうにはさせていただいております、防災備蓄倉庫のほか、トイレについても、誰でもトイレの設置というところは要望は出させていただいております。ただ、介助用ベッドなどについての細かな要望については、我々のほうからは要望はさせていただいておりません。施設本来の用途、学校というようなところもあって、防災の面からも避難所の動線ですとか、そういったところの確認をさせていただきながら設計に反映させていただいているという状況でございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、介助用ベッドは入ってないという認識でよろしいですか。

○宮本委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 今回の小日向台町小学校の改築の今の基本設計の中では、介助用ベッドを入れております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、介助用ベッドだけじゃなくって、あれですね、何でしたっけ、人工肛門の方たちなんかのあれもちゃんと入れていただけるようお願いしたいことと、あと、やはりこれは子どもであっても必要なことなんですよ。子どもが、赤ちゃん用だけじゃなくって、一定、小学校五、六年になれば介助用ベッドの大人用も必要なので、別に特に避難所だからという考え方ではなくって、よりどんな状況になっても誰にとってもという視点で災害時も含めて、防災のほうからもお声を上げていただければと思います。

次にですね、災害時の避難所としての収容人数というのを小日向台町小学校の改築説明会で聞かれているんですね。そのときに、区としては収容人数等の具体的な事項については今後の設計の中で防災課と協議してまいりますって書いてある。で、収容人数は今どのぐらいで想定しているのか。例えば、小日向台町小学校に避難されてくる数というのはどのぐらいいるのかということをお願いしたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 すいません。現状では、今の被害想定の中では、小日向台町小学校については想定避難者数が660人ぐらいですね、669人ぐらいで計算をしております。それに対して、収容可能人数が大体900人ぐらいというところで、現状の現在の小学校ではそのような算定をしているところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ありがとうございます。669人に対して今だと900人。でも、この

900人の想定というのは、畳1畳分ですよ。そういうことですよ。でも、だから、当然、何でしたっけ、現在の小日向台町の基本設計は3.53だっけ、畳2畳分でこれだけの広さは想定としてはくださいということを行っているという認識でいいのか。それはいまだに畳1畳分でやられているのか。何でかって言ったら、この改定は去年のもう暮れには出ているわけじゃないですか、ガイドライン。で、基本設計は今年の7月ですから、それまでに伝える機会は何回もあったわけなので、そこはきちっと横串を刺してお伝えいただいているのかどうか。もし、まだだとしても、今、基本設計ですので、これからまだ実施設計するまでには時間があるところですから、きちっとそうしたことを言っていただけるのか。

それと、あと千駄木小学校、文林中学校に関しても、これから同じように収容人数というのを聞かれてくると思うんですよ。協議していかなくちゃいけないことになると思うんです、避難所となる体育館に関するのと、その千駄木小学校と文林中学校に避難想定数などのくらいいるかちょっと教えていただけたらと思うんですけども、それに応じた畳2畳分の体育館というのは、少なくとも要望として、防災課としては要望していく必要があると思うんですけども、そこもちょっと教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所になる学校というところで、必要な機能というところも共有はさせていただいておりますし、あと、今回の国の国際基準のスペースですね、面積基準も含めて、学務課とは、教育委員会とは協議はさせていただいております。ただ、基本的には、避難所にはなりませんけれども、本来の用途は学校というようなところもありますので、そういった中で学校活動にまずは必要な設計というところが基本になってくるのかなというふうに我々としても考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 じゃあ、3.3平米、3.35、3.53でしたっけ、畳2畳分できちっとその避難、想定されている避難者数を掛けた部分はきちっと考えていただけたらという理解でいいわけですね。そこに応じた設計が基本設計なりこれから設計が組み立てられていくということ。

ただ、それと併せてですね、これ学校、基本は学校だということなんですけども、学校が広い体育館で困ることはないと思うんですよ、一定の。それで、まして、今、まだこれから感染症の危険もこれからまた新たな感染症も出てくるかもしれないし、いろんなことが危惧されている中だとすると、その学校がまず中心となりと言っているその、さも学校があるためにこのぐらいの小ささにしなくちゃいけないということではないはずなので、そこはぜひ御検

討いたきたいと思います。

それと、学校施設は学校のものだけではなくて地域の拠点なんですよ。地域活動、それから地域の方たちが、まさにこの災害で求められている自助の次に言われている共助、共助を育てるために学校施設というところを使ってやっていく、共助を育てていくというのはとても大事な視点だと思うんですけども、区の見解はいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今後も学校の改築の機会には、やはり避難所となる機能、必要な機能については教育委員会とは協議をさせていただきたいと思っております。やはり、繰り返しになりますけれども、施設本来の用途というものが基本になりますので、その中で避難所の機能をどうやって確保していくかというところは、我々のほうでも検討はしていきたいと考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 そこ、設計ですけど、高い設計料を払うのは、そこが共存できるということが設計の設計技術者に求められているところなので、そこはしっかりとお願いをしていきたいと思えます。

もう一つ、ぜひ聞きたいのが、この間、避難所となる小日向台町小学校の体育館が地下だということ、これ災害関連死上どうなんですかというお尋ねをしたんですよ。やっぱり外の景色が見えない閉鎖的なところというのは非常にやはりストレスがたまるということで、そういう避難所ガイドラインを読んでいても、窓とかそういうふうなこと。そうしたら、区とすると、結果とすると外の景色が見えない閉鎖的な環境で、私も長期的避難というのは災害関連死上、問題があるんじゃないですかということだったんですけども、区の見解は、特別、統一すると、区とすると採光、空調や照明が十分にあるから問題ないですよということだったんですけど、これは災害関連死の予防的に問題ないという区の見解でよろしいんですか。地下の閉鎖性があったとしても、区は災害関連死を防ぐために、別にその空調と採光がきちっとされているんだったらいいですよと言っている答弁なのかが私は知りたい。

それと、あと、それだけじゃなくて、ほかの部屋もきちっと活用できるようにしていきますよという御答弁なんですけど、小日向台町小学校の基本設計を見ていくと、2階に、1階に上がってやっと図書館とランチルームが使えるとか、それ以外の例えば家庭科室とか和室、音楽室なんかもたどり着くまでには、もう幾つ子どもたちの動線を通っていかなくちゃいけない、多分、これは日中とかはなかなか子どもたちと動線が合ってしまうので難しいとこ

ろになると思うんですけども、なので、何が言いたいかって言ったらですよ、災害関連死というのは、今、防災上、一つ非常に最優先課題であるはずなんですけども、そのところは検討され尽くした上での根拠ある御答弁だったのかが知りたいと思います。お願いします。

○宮本委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 小日向台町小学校の体育館の設計につきましては、地下と申しまして半地下になりまして、上半分のところが地上に接しております。そのことによって外部から採光や通風を十分に確保するという設計、計画にしているところであります。併せて、非常用電源での換気であったりとか照明等を導入するために、緊急事態の避難所となったとしても、一定、適切な居住環境を確保できるものと考えているところでございます。

併せて、1階に要配慮者にいたしましては、1階の小日向ホール、あるいは図書館、あ、学校図書室を活用できるような設計としておりまして、子どもたちの学校再開になった場合には、部分的に動線を切る扉等を閉めることによって動線を区切って活用できるような設計を考えている次第でございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今、お伺いすると、できると言っているんですけど、保健室のあその図書館やランチルームって、図書館の、保健室の前だったりとかするんですよ。あと、もう一つの階段があったりするんで、あそこを区切ってたら子どもたちはそこにたどり着けない。でも、そこを区切らなければ避難者の方々と動線が重なってしまう。安全上もあるので、それは非常に実態とするとちょっと即していない、何か理想論を語られている御答弁だと思ってます。

それと、やはりいくら上のほうが明るくても、やっぱりこの目線の先に視界が広がっている、それで、例えばほかの学校だとすれば、図書館の中、体育館なんか結構窓がなかったりしますが、一回外に出て廊下に入れば、景色が外の窓が見えたりとか、非常に近いところにあるわけですよ。でも、ここって一回上がらなければ上に出れない。私たちが本当にそんな中に閉じ込められてずっと過ごす、それも半年近くはなるというふうに、私が言ってるんじゃないですよ、都の想定だと長期化、長期が避難生活が繰り広げられるかもしれないというふうに言われているところの中で、なぜそれが非常に重要かといったら、そのところでストレスがたまるということは災害関連死もそうですし、そこに矢面が立たなくちゃいけないのは職員の方たちなんですよ。皆さん疲弊して、自分たちも御自身も避難者でありながら、そのところにいろんなことを言われ尽くしていく。そんなの誰にとっても不幸

じゃないですかって思うので、もう一度きちっと災害関連死、そして私たち自身、誰しもが本当に安心してストレスなく過ごせるように、きちっと考えていっていただけるよう要望したいと思うんですが、御検討を再度いただけるものなのかどうか、お願いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々のほうも避難所での災害関連死を防ぐというような大きな目標の下で、やはり対応はとっていかないといけないと思っております。ハード的な限界もありながら、例えば避難スペースの確保の部分についてもですね、災害関連死のリスクの高い高齢者などの要配慮者に対する対応であったりだとか、あと、避難生活が長期化するほど災害関連死のリスクが高まる一方で、避難者はピークアウトしていくというような状況も捉えながら、ソフト的な対応も含めてしっかり対応は検討していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ピークアウトして残された人たちは、もっと悲しみとか様々なものを持っていくわけですよ。ですから、本当に日常生活に近いような状況を担保していくというのは重要なことだとは認識いただいていると思いますけど、さらに考えていっていただきたいこと。

あと、改築ですから、改修じゃなくて改築なので、新しい発想の下でやっていただく、完全に動線を分けていくというのはほかの自治体ではできているにもかかわらず、文京区は特別教室等を動線分けしないでやっているというようなことが全ての発端になると思いますので、しっかりともう一度ハード面、ハード面があるからこそソフト面では苦勞しなくても済むことはありますので、もう一度お願いしたいと思います。

最後にもう一点だけ。ペットに対しての避難生活というのは、なかなかこれがこれからどうやっていくのか。ペットに関しては、本当に皆さん、家族として日常生活を送っていく中で、避難するという事に関してどういうふうにしていくのか。東京都としても、できる限り、可能な限り避難所は全ての避難所でペットも受け入れるというふうになっていますけど、今、これだけ様々なスフィア基準とかいろんなのが出てくる中、さらにペットって、ペットがさらにじゃないんですよ、いろんな考えていくときにということになると、どうしていくのかということと、それで考えると、よりまた在宅避難というのは必要性は増していくと思うんですが、そのあたりの議論を、今、ここで全ての答えが欲しいということではないんですけど、洗い出してどのように検討を進めていくのかを最後にお聞きしたいと思います。

○宮本委員長 海津委員、ちょっと時間の関係で、いいですか、これで。

じゃ、最後に齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ペットの同行避難についても、避難所の大きな課題の一つと捉えております。避難所運営ガイドラインの中でも、どのように受け入れるのか、そういった考え方などはしっかり検討はしながら、分かりやすく区民の方にも周知をしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 それでは、最後、たかはま副委員長なんですが、もう3時にもう少しでなるんですが、たかはま副委員長、短めの質問で、少し超えても大丈夫でしょうか、それで終わらせたいんですけども、よろしいでしょうか。

じゃあ、すいません。最後、たかはま副委員長、お願いいたします。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。簡潔に2点伺います。

一つは、先ほど来、議論がありました豪雨災害の地下の浸水リスクについてです。区役所の話ありましたけれども、区のほうで民有地の浸水リスクについては把握されていますでしょうか。どのような評価かお伺いしたいと思います。

2点目の質問が、学校の引取り訓練です。先ほど海津委員からも御議論がございました。確認してみたんですけども、私の子どもが通っている小学校では、第一報が発災しましたというのがあって、第二報として公共交通機関が再開されたという前提で引渡し開始のアナウンスがありました。なので、実態に即した案内があったなというふうに私は受け止めております。ただ、もちろん通知メールを合図にした引取りの訓練ですから、迎えに来てくださいていいのかなとは思いますが、一方で、海津さんの御指摘のとおり、学校には備えがありますので、実際の発災時には無理なお迎えには来ないでくださいといったような帰宅抑制を促す案内をしていただけるとより効果的かと考えますので、私からもぜひ丁寧なアナウンスをお願いしたいと思います。

そして、御検討いただきたいのは1点で、どうして9月1日に開催するのかというところなんです。夏休み明け、すごくばたばたした平日でございますので、仕事を調整するのは負担だという指摘が複数ありました。私もそうだなと思います。できるだけ迎えに行き、特に低学年ですよ、寂しい思いをさせたくないという親御さんの気持ちもあります。仕事の都合が難しいとの意見がある中で、できれば日程に近い土曜授業の日に引取り訓練を行っていただければいいのではないかなと思います。そうすることで、できるだけ家族ぐるみで防災について話し合う機会にさせていただけるということで、効果的なのかなというふうに思い

ますが、区としてその一斉である意義、何かあればお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、1点目の民有地の浸水のリスクというようなところですけども、区内全体の民有地の地下駐車場などの具体的なものを捉えているわけではございませんで、区としては、ハザードマップを示しながら、地域のリスクというところはお示しをしているというところがございます。また、そのほかに浸水想定区域ですとか、あと土砂災害警戒区域の要配慮者施設に対しては、避難確保計画の策定を求めながら、訓練もやってくださいというような働きかけは行っているというところがございます。

○宮本委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 引取り訓練につきましては、全校一斉で行うというところが一つポイントになっておりまして、できるだけやはり実際の状況に近い形で行うということを基準で考えているところがございます。そういった意味で、委員おっしゃるとおり、ああ、副委員長がおっしゃるとおり、土曜日のほうがお仕事上、都合がいいという点もありますけれども、一方で、やはり平日の皆様が平常で行っている中での引取り訓練ってどうであろうかということも状況としては必要かなというところもありまして、教育としては、今、9月1日の防災の日に行っているところがございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。教育としての考えは分かりましたけれども、実際、私が中学校へ行って、その後、小学校2件行って、午後から保育園へ行ってというのは、本当にいい訓練だなというふうに思うんですよね。ただ、子どもと通学路を歩きながら、ここ危ないよねとかそういったことを話す、そういった防災教育という観点から考えると、土曜日というのは私はありだと思いますので、今後、ちょっと御検討いただけるとありがたいです。

それから、民有地の浸水対策について、先ほど御答弁いただいたように要配慮者の施設は防災計画のほうにも記載がされておりますので、しっかり対策がとられているのかな、止水板も含めてとられているのかなと思いますが、民有地のほうは、今後、今回の水害なんかも踏まえながら促していく必要があるのかなというふうに思います。区によっては止水板の助成を行っていますよね。文京区でも実は行って、高齢者等住宅建築資金助成というもののメニューの中に止水板を設置するというところが入っていて、これが上限20万円の10%と、かなりお安めにはなっているんですけど、文京区ではその重要性は意識されていると思うんです。そこを拡充していただいて、本当に地下に流れ込んでしまって災害が広がるという

ことがないように取り組んでいただけると効果的なのではないかなというふうに思います。
北区では分譲マンションも対象になりましたということで、助成の額も大きくなっていますし、文京区でぜひ取り組んでいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 いいですか、答弁いただきますか。

○たかはま副委員長 質問です、はい。

○宮本委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 現在、地域整備課のほうで耐震補強ですとか、あ、ごめんなさい、住環境課ですね、そういったメニューの中で止水板の助成は行っておりますので、今後、その災害の規模の拡大ですとか被害状況を見ながら、必要に応じて見直していきたいと考えています。

○宮本委員長 以上で、一般質問を終了します。御協力いただきまして、ありがとうございます。

○宮本委員長 委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

令和7年11月定例議会の資料要求について、10月24日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○宮本委員長 以上で、災害対策調査特別委員会を閉会いたします。

午後 3時04分 閉会